

飼料製造工場 実務担当者の手引き

平成29年7月

名古屋税関監視部 監修

名古屋税関保税会 発行

目 次

I 製造工場制度の概要

1	飼料製造原料品の減免税・関税譲許制度	1
(1)	飼料製造原料品の減免税制度	1
(2)	飼料製造原料品の関税譲許制度	1
2	減免税等の対象となる原料品	1
(1)	減免税の対象となる原料品	1
(2)	関税譲許の対象となる原料品	1
3	製造工場	2
(1)	製造工場の承認要件	2
(2)	製造工場の種別	2
(3)	製造工場の手数料	2
①	第1種承認工場	2
②	第2種承認工場	2
4	飼料の規格	2
(1)	配合飼料	3
(2)	単体飼料	3
(3)	飼料としての条件	4
◎	経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)による豪州産麦の関税譲許制度について	4

II 具体的な事務

1	外国産の原料品	5
2	保税蔵置場	5
(1)	保税蔵置場	5
(2)	貨物の搬入経路	5
3	原料品の輸入手続	6
4	製造工場への受け入れ	6
5	製造	6
(1)	粉碎、配合作業	6
(2)	原料の加熱・圧ぺん作業	7
①	マイロ及びびとうもろこし	7
②	豪州産麦	7
③	単体飼料と配合飼料とを同時に製造する場合	7
6	製造終了届の提出	7
(1)	第1種承認工場の場合	7
(2)	第2種承認工場の場合	8
(3)	関税定率法第13条第1項と関税暫定措置法第9条の2第1項の承認を併せて受けている製造工場における取り扱い	8

7	製品の搬出	8
8	計量機器の届出	8
9	記帳義務	9
10	関税の徴収	9
11	製造用原料品の用途外使用	10
12	製造用原料品の譲渡	10
13	同種製造用原料品との混用使用及び貨物の同時蔵置の制限	10
	(1) 同種製造用原料品との混用使用	10
	(2) 貨物の同時蔵置の制限	11
14	製造用原料品等の亡失又は滅却	11
15	立入検査	12
16	承認内容の変更が必要な場合とその手続き	12
	(1) 承認を要する変更事項	12
	(2) 届出を要する変更事項	12
	イ 社名、代表者、役員、主要従業者、又は本店所在地の変更	12
	ロ 社内管理規定（CP）及び保税業務社内管理体制組織図の変更	12
	ハ 製造工場の名称又は所在地の名称変更	12
	ニ 製造工場で使用する減免税原料品の製品の品名（種別）の変更	12
	ホ 製造工場における製造方法（主な機械設備を含む。）の変更	12
	ヘ 製造工場の面積の増減等	12
	ト 工事をする場合	12

Ⅲ 関係法令

1 関税定率法関係

(1) 関税定率法

第13条（製造用原料品の減税又は免除） 13

第20条の3（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用） 14

(2) 関税定率法施行令

第6条（飼料及びその原料品の指定） 14

第6条の2（製造用原料品の減税又は免税の額） 14

第6条の3（製造工場の承認申請手続） 15

第7条（製造用原料品の減税又は免除の手続） 15

第8条（同種の原料品を混用する場合の手続） 15

第9条（製造が終了した場合の届出及び検査） 16

第10条（製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続） 16

第11条（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続） 16

第11条の2（製造用原料品の譲渡の場合の届出） 17

第12条（製造用原料品に関する記帳義務） 17

第61条の2（減免税貨物の転用ができる場合の指定等） 18

(3) 関税定率法施行規則	
第2条（飼料の規格）	18
2 関税定率法第13条関係基本通達	
13-1（製造工場の承認の要件）	20
13-2（製造工場の種別）	20
13-3（製造工場の承認を行う税関官署）	21
13-4（製造工場の承認申請手続）	21
13-5（製造工場の承認申請書の添付書類）	21
13-6（承認の際に付する条件）	21
13-7（協同組合に対する製造工場の承認）	22
13-8（承認内容の変更届出の手続）	22
13-9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新の手続）	23
13-10（「飼料以外の用途に適さないもの」の意義）	23
13-11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）	23
13-12（同種製造用原料品との混用使用）	24
13-13（製造工場における貨物の同時蔵置）	24
13-14（製造工場における製造終了届等の取扱い）	24
13-15（製造用原料品の用途外使用）	26
13-16（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）	26
13-17（製造用原料品の亡失又は滅却）	27
13-18（製造用原料品に関する担保の解除）	27
13-19（製造用原料品の譲渡）	28
13-20（第2種製造工場の承認手数料の徴収）	28
13-21（製造工場の延べ面積の算定）	28
13-22（法人合併等の取扱い）	29
13-23（帳簿の備付け）	29
13-24（製造工場の廃業）	29
3 関税暫定措置法関係	
(1) 関税暫定措置法	
第9条（軽減税率等の適用手続）	29
第9条の2（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）	29
第10条（用途外使用等の制限）	31
第11条（用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収）	31
第12条（関税の免除等を受けた物品の転用）	31
(2) 関税暫定措置法施行令	
第32条（軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定）	31
第33条（軽減税率等の適用についての手続）	31
第33条の2（飼料の指定）	32
第33条の3（譲許の便益の適用をしない製造）	32

第33条の4 (製造工場の承認申請手続)	33
第33条の5 (製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続)	33
第33条の6 (同種の原料品を混用する場合の手続)	33
第33条の7 (製造が終了した場合の届出及び検査)	33
第33条の8 (製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)	34
第33条の9 (製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)	34
第33条の10 (製造用原料品の譲渡の場合の届出)	35
第33条の11 (製造用原料品に関する記帳義務)	35
(3) 関税暫定措置法施行規則	
第11条 (飼料の規格)	36
(4) 関税暫定措置法基本通達	
9-12 (配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)	36
9の2-1 (製造工場の承認の要件)	37
9の2-2 (製造工場の種別)	37
9の2-3 (製造工場の承認を行う税関官署)	38
9の2-4 (製造工場の承認の申請手続)	38
9の2-5 (製造工場の承認申請書の添付書類)	38
9の2-6 (承認の際に付する条件)	39
9の2-7 (協同組合に対する製造工場の承認)	39
9の2-8 (承認内容の変更の手続)	39
9の2-9 (製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続)	40
9の2-10 (「飼料以外の用途に適さないもの」の意義)	40
9の2-11 (製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用)手続)	40
9の2-12 (同種製造用原料品との混用使用)	41
9の2-13 (同種製造用原料品との混用使用の包括承認の申請手続)	41
9の2-14 (製造工場における貨物の同時蔵置)	42
9の2-15 (製造工場における製造終了届等の取扱い)	42
9の2-16 (製造用原料品の用途外使用)	43
9の2-17 (製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収)	43
9の2-18 (製造用原料品等の亡失又は滅却)	44
9の2-19 (製造用原料品に関する担保の解除)	45
9の2-20 (製造用原料品の譲渡)	45
9の2-21 (第2種製造工場の承認手数料の徴収)	45
9の2-22 (製造工場の延べ面積の算定)	46
9の2-23 (法人の合併等の取扱い)	46
9の2-24 (帳簿の備付け)	46
9の2-25 (製造工場の廃業)	46

4 飼料製造用原料品による製造終了届(T-1130)記載要領等)

(1) 飼料製造用原料品による製造終了届(T-1130)	47
(2) 飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領	49

IV Q & A

1、【原料関係】

Q 1 見本持ち出し	5 0
Q 2 端量品の扱い	5 0
Q 3 国産原料品の入れ目の扱い	5 0
Q 4 原料品置き場の制限	5 0
Q 5 免税原料台帳の備考欄	5 1

2、【製造関係】

Q 6 承認工場外での製造	5 1
Q 7 製造工場外作業の位置づけ	5 1
Q 8 ダストの処理方法	5 1
Q 9 豪州産大麦と同種大麦の混用使用	5 2

3、【製品関係】

Q 10 破袋の処理方法	5 2
Q 11 製品の返品及び不良品の処理	5 2
Q 12 バラ出庫予定分の袋詰出庫	5 3
Q 13 飼料添加物の配合割合	5 3
Q 14 加圧により加熱したとうもろこし等	5 3
Q 15 単体飼料の範囲	5 3
Q 16 液状原料の配合割合	5 3
Q 17 単体飼料製造工場から調達した圧ぺんとうもろこし	5 4
Q 18 単体飼料製造工場の必要な手続	5 4
Q 19 単体飼料と配合飼料の同時製造	5 4
Q 20 配合飼料の範囲	5 4
Q 21 内貨中間製品の再投入及び内貨製品返品の再投入	5 5
Q 22 製品に出るkg未満の端数	5 5

4、【終了届関係】

Q 23 同一銘柄で配合率が相違する場合の記載方法（明細表）	5 5
Q 24 明細表の記載簡素化	5 5
Q 25 歩留の異なる同一承認工場内の工場の扱い	5 6

5、【その他】

Q 26 機械設備の更新	5 7
Q 27 機械設備の更新	5 7
Q 28 生産ラインの変更の届	5 7

Q29	同じ組合傘下の工場間での譲渡	58
Q30	製品の譲渡	58
Q31	脱脂粉乳の譲渡	59
Q32	同一承認工場の範囲	59

V 関係様式集

- 製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書（税関様式T第1110号）
- 飼料製造用原料品による製造終了届（税関様式T第1130号）
- 飼料製造用原料品による製造終了届（つづき）
- 飼料製造用原料品による製造終了届明細票（税関様式T第1130号-2）
- 用途外使用等承認申請書（税関様式T第1140号）
- 製造用原料品等の亡失届（税関様式T第1150号）
- 製造用原料品等の減却承認申請書（税関様式T第1160号）
- 製造用原料品等の譲渡届（税関様式T第1170号）
- 製造工場内容変更承認申請書（任意様式）
- 社名、代表者名等変更届（名関様式第1010号）
- 製造工場承認内容変更届（税関様式T第1090号）
- 製造歩留りに関する届出書（任意様式）
- 計量器の精度等確認申出書（名関様式第2240号）

V 関係様式集

※税関への申請、届出に係る様式及び記載要領についてはインターネット
www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/index.htmに掲載されています。

I 製造工場制度の概要

1 飼料製造原料品の減免税・関税譲許制度

(1) 飼料製造原料品の減免税制度(関税定率法第13条)

この制度は、わが国の畜産農家に対して、良質かつ低廉な飼料を継続して安定供給するため、国内生産量の少ないとうもろこし等の飼料製造用原料品を外国から輸入する際、本来課されるべき関税を軽減又は免除し、これに寄与しようとするものです。

具体的には、関税定率法第13条に

- ・減免税の対象として法令に定められた輸入原料品であり
- ・税関長の承認を受けた製造工場（以下「製造工場」という。）において
- ・一定の規格を備えた飼料の製造に使用し
- ・輸入の許可の日から1年以内に製造が終了し、税関に製造終了届を提出したものであるものについては、輸入の際、当該原料品に課されるべき関税を軽減又は免除する旨、規定されています。

(2) 飼料製造原料品の関税譲許制度(関税暫定措置法第9条の2)

この制度は、「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」(日豪EPA)に基づき、関税譲許を受けて輸入された豪州産麦が飼料の原料として使用されることを担保するための、関税定率法第13条にすでに規定されている製造工場制度と同様の制度です。

2 減免税等の対象となる原料品

(1) 減免税の対象となる原料品(関税定率法第13条)

関税の軽減又は免除の対象となる原料品は、関税定率法施行令第6条の2に、下表のとおり定められています。

製品	輸 入 原 料 品
配合飼料	<ul style="list-style-type: none">・とうもろこし・こうりゃんその他のグレーンソルガム・ライ麦・バナナの粉・砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る。）・糖みつ・カッサバ芋（粉状又はペレット状にしたものを含む。）・甘しょ生切干（粉状又はペレット状にしたものを含む。）
単体飼料	<ul style="list-style-type: none">・とうもろこし・こうりゃんその他グレーンソルガム

(2) 関税譲許の対象となる原料品(関税暫定措置法第9条の2)

関税の譲許の対象となる原料品は、関税暫定措置法第9条の2に、下表のとおり定められています。

製品	輸 入 原 料 品
配合飼料及び単体飼料	(譲許の便益の適用を受けた豪州産に限る) 関税定率法第1001.99号に掲げる物品：小麦 関税定率法第1003.90号に掲げる物品：大麦

なお、現行では、すべての原料品について関税が免除（免税）または譲許（無税）される取扱いとなっています。

3 製造工場

(1) 製造工場の承認要件

（関税定率法基本通達 13-1）（関税暫定措置法基本通達 9 の 2-1）

製造工場の承認を受けるためには、申請者（法人を含む）及び役員に過去における法令違反がないこと、申請者に製造工場の業務を遂行する十分な能力があること、工場の設備（計量器の完備を含む）が製造工場として適していること等の要件を具備する必要があります。

なお、製造工場の承認を受けた者には、当該製造工場の種類に応じ定められた額の手数料を税関に納付する義務及び記帳義務（後記 II-9 参照）等が生じます。

(2) 製造工場の種別

（関税定率法基本通達 13-2）（関税暫定措置法基本通達 9 の 2-2）

製造工場は、飼料の製造が終了したときに、使用した原料品及び製品について所定の様式（後記 II-6 参照）により税関に届け出て検査を受けることとなりますが、この検査の受け方により、第 1 種承認工場と第 2 種承認工場とに区別されています。

第 1 種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、連続して出荷する製造工場であって、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法・期間その他事情を勘案して製造の届出の都度検査をする必要がない（随時製品の検査を行う）と税関が認めた工場をいい、第 2 種承認工場とは、製品の製造が間欠的で、かつ、その製造がおおむね 1 ヶ月以内に終了し、製品の一括引取りを行う製造工場をいいます。

(3) 製造工場の手数料 （関税関係手数料令第 8 条）

① 第 1 種承認工場

承認工場の承認期間の 1 月ごとに、税関関係手数料令に定められた、承認面積に応じた手数料を税関から送付される「告知書」に基づき納付します。

② 第 2 種承認工場

製造終了の届出ごとに、原則として行われる現品検査に係る手数料を、検査の都度納付します。

手数料の納付は、終了届（検査手数料納付用）に収入印紙を貼付することにより行います。

4 飼料の規格 （関税定率法施行令第 6 条）（関税暫定措置法施行令第 33 条の 2）

製造用原料品を使用して製造される飼料は、その製造目的が前述のとおり畜産農家に対して良質・低廉なものを安定供給することであるため、法令による一定の規格を備えたものであり、かつ、飼料以外の用途には適さないものでなければならないとされています。

豪州産麦を使用した飼料の規格については、単体飼料の一部を除くほかは、関税定率法第 13 条免税原料品を使用した場合の規格を踏襲する形となっています。

(1) 配合飼料

関税定率法施行規則（以下「規則」という。）第2条（飼料の規格）に規定された次の条件を備える必要があります。

① 原料品の配合割合が、規則第2条の別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める割合に適合したものであること。

② 配合飼料の形状は、粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類するものであること。

ただし、糖みつの含有量が全体重量の20%以上のもの（脱脂粉乳、ホエイ及び調整ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のものを除く）は、除かれます。

③ 次に掲げる原料品については、ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの（以下「加熱・圧ぺん」という。）又は加圧により加熱したものであること。

とうもろこし、こうりゃんその他のグレーンソルガム、ライ麦、カッサバ芋、甘よ生切干

そのうえで配合飼料製造に使用されるオーストラリア協定に基づく関税譲許の便益を受ける大麦及び小麦(以下豪州産麦とする)を使用する場合には、いずれも「ひき砕いたもの・ひき割りしたもの・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの（以下「加熱・圧ぺん」という。）または加圧により加熱したものであること」との条件を満たす必要があります。（関税暫定措置法施行規則第15条第1項）

以上のように配合飼料を定率法第13条免税原料品と豪州産麦を同時に使用して製造する場合においても必ず上記の規定する規格を満たす必要があります。この場合豪州産麦は関税定率法に規定する免税原料品としてではなく、その他の原料品として含有量を計算することとなります。

なお、今までSBS大麦等で定率法第13条免税原料品を使用せずその他の原料品と配合飼料を製造していたが、今後豪州産麦への切り替える予定がある場合、上記要件を満たさなくなることが考えられますので、あらかじめ管轄税関窓口にご相談願います。

(2) 単体飼料

単体飼料とは、単一の原料品から成る飼料をいいます。その規格は関税定率法施行規則第2条第2項及び関税暫定措置法第15条第2項の規定により、それぞれ定められています。

① こうりゃんその他グレーンソルガム(以下マイロとする)又はとうもろこし

加熱・圧ぺん又は加圧により加熱する処理が必要となります。

(粉碎等の加工をしたものは、配合飼料として扱われます)

② 豪州産麦

[1] 小麦

- ・ひき砕いたもの（関税譲許の適用を受けた小麦以外から製造されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30%以上のもの）
- ・ひき割りしたもの（関税譲許の適用を受けた小麦以外から製造されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全体の30%以上のもの）
- ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

[2] 大麦

- ・ひき砕いたもの
 - ・ひき割りしたもの
 - ・加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの
- なお、大麦の場合、皮むき圧ぺん加工も同様に単体飼料としての規格を満たしますが、むいた皮も単体飼料としての取り扱いが必要となりますので留意願います。
- ※皮むき圧ぺん加工の場合、皮むき工程を「ひき割り加工」と同様の加工と認め、その工程による外皮を「大麦をひき割りしたもの」として単体飼料として認めるということです。

(3) 飼料としての条件

(関税定率法基本通達13-10)(関税暫定措置法基本通達9の2-10)

製造用原料品を使用して製造される飼料は、家畜、家きん、魚類(いずれも産業用のほか、愛がん用又は観賞用のものを含む。)又はその他の産業用動物(ミンク及びきつねに限る。)を対象としたものでなければなりません。

家畜等とは、具体的には次のようなものをいいます。

イ 家畜

(イ) ほ乳類

牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかひ、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター、

(ロ) こん虫類

みつばち、かいこ

ロ 家きん

鶏、あひる、がちょう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、鳩、うずら、くじゃく、九官鳥、
おうむ、小鳥

なお、上記に例示したほか、以下のものについても認めた例があります。

りす、猿、フラミンゴ、金魚、錦鯉、すっぽん、フェレット

◎ 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)による豪州産麦の関税譲許制度について

日豪EPA(平成27年1月15日発効)において、麦のうち飼料用のものに限り関税を撤廃することに伴い、飼料用に使用されることを担保するための制度として、関税定率法第13条に既に規定されている製造工場制度とほぼ同様の制度を導入。本制度は、あらかじめ税関長の承認を受けた工場において、豪州産麦を輸入し、1年以内に飼料を製造する場合に当該豪州産麦の関税を無税とする制度です。

II 具体的な事務

1 外国産の原料品

外国から輸入される貨物は、本邦に到着し、船舶から取り卸されると、税関の輸入手続き（輸入申告―税関検査―関税等納付―輸入許可）のため、一時保税地域（保税蔵置場等）に搬入・蔵置されます。

このように外国から本邦に到着した貨物で、輸入の手続き（許可）が済んでいないものは、関税法では「外国貨物」として取り扱われ、種々の制約を受けます。

例えば、外国貨物は税関長の許可がなければ、保税地域以外の場所に置くことはできず、また、税関長の許可又は承認がなければ、保税地域から引き取ることはできません。

免税を受ける飼料用原料品についても同様で、輸入手続き（飼料用原料品の減免税手続き）が済んでいない「とうもろこし等」は、外国貨物として保税蔵置場の許可を受けているサイロ等に一旦、搬入・蔵置され輸入手続きを経た後でなければ、製造工場に引き取ることはできません。

2 保税蔵置場

(1) 保税蔵置場

保税蔵置場とは、外国貨物の積卸し、運搬、蔵置、貨物の取扱い等ができる場所（土地、建物等）として、税関長が許可した場所をいい、飼料製造工場の中には、サイロ等についてこの保税蔵置場の許可を受けているところもあります。

保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3ヶ月を超えて蔵置しようとする場合は、貨物を置くことの承認（「蔵入承認＝I S : Import for Storage」という。）を受けなければなりません。

ただし、やむを得ない理由により必要があると認められるときは、蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長を受けることができます。

また、蔵入承認の期間は、承認された日から2年ですが、特別の事由があると認められるときは、期間の延長を受けることができます。

(2) 貨物の搬入経路

原料が船舶から取り卸されて保税蔵置場（原料サイロ等）に搬入されるまでの受け入れ経路にはいろいろありますが、おおむね次のように大別されています。

① とうもろこし等のばらもの

本船から直接若しくは本船から機帆船又ははしけ等に積み替えられ保税地域に搬入されます。

これらはニューマチックアンローダー、チェーンバケットアンローダー、バケット式アンローダーで陸揚げされ、チェーン・コンベア、ニューマチック・コンベア等の搬送設備により搬送され、マグネットセパレーター、ロータリーセパレーター等で選別された後、ホップスケール、ベルトスケール等により計量されて保税蔵置場である原料サイロに搬入されます。

② 袋詰めのもの

トラック等の陸上交通手段により運送され、保税蔵置場へ搬入されます。

3 原料品の輸入手続

飼料用原料品の輸入（減免税）手続きは、ほとんど通関業者が行っており、製造工場自らが手続きを行う例はあまりみられません。輸入申告は、関税定率法施行令第7条第2項に「製造工場の承認を受けた者の名をもって行う」と規定されているので、自社で使用する原料品に係る輸入申告書（許可書）の「輸入者」の欄には必ず自社名が「限定輸入申告者」（通常は「限定輸入者」という。）として記載されています。

輸入（減免税）手続きは、輸入申告書とともに「製造用原料品減免税明細書（税関様式 T-1100）」もしくは「製造用原料品譲許の便益適用明細書（税関様式 P-1100）」を税関の通関部門に提出することにより行われ、審査・検査が行われた後、許可書が交付されます。

4 製造工場への受け入れ

保税蔵置場（原料サイロ等）で通関された原料は、製造工場に受け入れられます。

- (1) 自社の原料サイロ等が保税蔵置場である場合は、そこで上記3の輸入手続きをした後、引き続き保管されることになります。
- (2) 自社の原料サイロ等が保税蔵置場でない場合は、他の保税蔵置場で通関後、製造工場として承認を受けている自社の原料サイロ等に搬入します。

なお、免税原料品の輸入許可後は、製造工場（限定輸入者）が貨物の管理責任者となりますので、速やかに輸入許可書を入手するとともに、原料台帳を作成してください。また、当該原料品が製造工場に未搬入の場合であっても、輸入許可された後は、工場外在庫として、搬入されたものと同様に管理する必要がありますので留意してください。

5 製造

(1) 粉砕、配合作業

とうもろこし、マイロ及び大麦等は、通常、混入している木片等の夾雑物を取り除いてから粉砕工程に払い出されます。

粉砕された原料は、あらかじめ設計された配合割合に基づき、必要量だけ配合工程へ送られ他の原料と配合されます。

一方、副原料などで多く見られる粉砕を行わない原料は、直接配合工程に送られ他の原料（粉砕されたとうもろこし等）と一緒に配合されます。

粉砕は、このように配合前に粉砕する「粉砕配合」がほとんどですが、配合後に粉砕する「配合粉砕」もあります。

また、粉砕機には、ハンマーミル方式（ビートミル方式とカッターミル方式とがある）とローラーミル方式のものがあります。

その他、飼料の消化を良くするために、原料品を配合前に加熱・圧ぺん等の作業をし、原料に含まれるでん粉質をアルファ化して他の原料と配合するものがあります。

(2) 原料の加熱・圧ぺん作業

① マイロ及びとうもろこし

マイロ及びとうもろこしを原料とする単体飼料は加熱・圧ぺんしたもの（粉砕していないものに限る。）でなければなりません。又、規則別表第4号最後尾に掲げる配合飼料の製造についても、同様に加熱・圧ぺんしたとうもろこし等（粉砕していないものに限る。）を使用しなくてはならないこととされていますので、蒸気等で加熱した後ロールミル等の圧ぺん加工機器を使用して、加熱・圧ぺんの変形加工を行うこととなります。

また、変形加工した製品については、その形状、アルファ化率（30%以上）等について、財団法人日本穀物検定協会等、税関長が認めた者の認定を受ける必要があります。

② 豪州産麦

マイロ及びとうもろこしと同様の変形加工が行われます。

また、単体飼料の場合、製造終了後の製品については、その形状について財団法人日本穀物検定協会等、税関長が認めた者の認定を受ける必要があります。

（豪州産麦についてはアルファ化率についての規定はありません）

③ 単体飼料と配合飼料とを同時に製造する場合

製造用原料品であるとうもろこし等を加熱・圧ぺんし、単体飼料と配合飼料とを同時に製造する場合、製品計上については、配合飼料の製造が終了したときに、単体飼料も併せて終了届に計上することになります。

この場合には、配合飼料の「飼料製造用原料品による製造終了届（税関様式 T-1130）」（以下「製造終了届」という。下記6参照）の、「免税原料品合計使用数量欄」には、（ ）書きで配合飼料の製造に使用した単体飼料の数量を記載する必要があります。

単体飼料の「製造終了届」には、この数量の記載は要しません。

6 製造終了届の提出

（関税率法基本通達13-14）（関税暫定措置法基本通達9の2-15）

(1) 第1種承認工場の場合

毎月分の製品の製造実績について、翌月の10日までに製造終了届2通（保税地域の取締を担当する部門（以下「保税取締部門」という。）用、交付（製品検査書）用）を税関へ提出します。

また、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する協同組合が製造工場の承認を受けている場合には、当該協同組合に所属する各製造工場ごとに製造終了届を作成し、これを組合単位にまとめて税関へ提出します。

なお、単体飼料又は規則別表第4号に掲げる圧ぺんとうもろこし等を使用する配合飼料を製造した場合は、製造終了届にあわせて前記5-(2)-①で認定を受けた日本穀物検定協会等が発給する「飼料用とうもろこしの変形加工証明調書」及び「単体飼料用大麦証明結果報告書」等を保管しておかなければなりません。

また、提出された終了届に係る税関の現品検査については、原則として省略されますが、必要に応じて製品の見本検査が行われる場合があります。

9 記帳義務

(関税定率法施行令第12条)(関税暫定措置法施行令第33条の11)

飼料製造用原料品についての関税の免除を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備えて、次の事項について、日時の順序を違えず、判り易く記帳する義務があります。(後記15に細述)

(1) 製造用原料品の受け入れ関係

製造用原料品の品名、数量、搬入年月日、輸入許可税関、輸入許可年月日及び許可番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び申告番号)

(2) 製造用原料品を使用したとき又はこれと同種の原料品を混用したとき

使用又は混用した原料品の品名、数量及び使用年月日

(3) 製造関係

できた製品及び副産物の品名、数量及び製造年月日

(4) 製造用原料品、製品又は副産物の搬出

搬出した製造用原料品、製品又は副産物の品名、数量、搬出年月日及び搬出先

(5) 亡失又は滅却したとき

亡失又は滅却した製造用原料品、製品、又はその副産物の品名、数量、亡失又は滅却の年月日、場所及びその事由

(6) その他

製造が終了した際、検査を受けた製品及び副産物の品名、数量、検査年月日

10 関税の徴収 (関税定率法第13条第7項)(関税暫定措置法第9条の2第7項)

下記のいずれかに該当する場合は、免税を受けた関税が、直ちに徴収されることになるので留意してください。

(1) 製造用原料品の輸入許可の日から1年以内に製造終了届を提出しなかったとき、又は製造が終了しなかったとき

(2) 製造用原料品について定められた飼料以外の用途に供し、又は供するために譲渡することについて税関長の承認を受けたとき、又は輸入許可の日から1年以内に、定められた飼料以外の用途に供したとき又は供するために譲渡したとき

(3) 製造工場以外の場所で免税原料品を使用したとき

(4) 製造用原料品と同種の他の原料品とを混用して使用したとき(同種原料品との混用使用の承認を受けている場合を除く。)

(5) 関税定率法施行令第6条の2第2項《製造がなされなかったものとみなす場合》の規定により、製造用原料品とその製品の数量との割合(製造歩留り)が、当該製造工場における製造方法、機械設備等の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回ったとき(その下回った部分の製品に対応する原料品の数量について関税が徴収されず。)

11 製造用原料品の用途外使用

(関税定率法基本通達 13-15) (関税暫定措置法基本通達 9の2-16)

製造される飼料は、規則第2条「飼料の規格」の条件を備えたものでなければなりません。(前記 I-4 参照)

飼料の規格を満たさないものは、たとえ飼料の製造に使用したとしても、関税定率法第13条第6項及び関税暫定措置法第9条の2第6項に規定する用途外使用に該当し、同条第7項の規定により使用した製造用原料品の量に応じて関税が徴収されます。(前記 10-(2) 参照)

なお、用途外使用の承認申請(「用途外使用等承認申請書」(税関様式 T-1140))を事前に行い承認を受けても関税は徴収され、承認を受けず用途外の使用に供すれば関税徴収のほか罰則を適用されることがあります。

また、用途外使用の承認は製造用原料品が腐敗・変質等の理由から飼料製造用の原料品として使用できない場合等やむを得ないと認められる場合に限られています。

12 製造用原料品の譲渡

(関税定率法基本通達 13-19) (関税暫定措置法基本通達 9の2-20)

製造用原料品は、その輸入許可の日から1年以内に自社の製造工場において、製造が終了するものに限り免税されることになっていますが、他の製造工場(他社のものを含む。)において何らかの事情で原料の入荷が遅れ、製造用原料品が不足し生産に支障をきたした場合、使用を予定していた工場が保管する製造用原料品を、原料不足をきたした製造工場に譲渡することができます。

譲渡手続は、あらかじめ譲渡しようとする者が、譲渡を受けようとする者との連署で「製造用原料品等の譲渡届(税関様式 T-1170)」2通(原本、交付用)を、原料品が蔵置されている場所を所轄する税関に提出し行います。

なお、製造用原料品が蔵置されている場所を所轄する税関と譲渡先工場を所轄する税関とが異なる場合には3通(譲渡先所轄税関用)提出する必要があります。

また、単体飼料を製造する製造工場から、免税の加熱・圧ぺん等の処理をしたとうもろこし等を調達して配合飼料の製造を行う場合は、製造用原料とは取り扱わず、その他の原料として取り扱うこととなります。したがって、この場合には、製造用原料品の譲渡には当たりません。

13 同種製造用原料品との混用使用及び貨物の同時蔵置の制限

(1) 同種製造用原料品との混用使用

(関税定率法基本通達 13-12) (関税暫定措置法基本通達 9の2-12)

免税の製造用原料品とこれと同種の他の原料品(加工済みでないもの)との混用使用は、税関長が免税原料品による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除き、認められません。

したがって、やむを得ず混用使用をしようとするときは、あらかじめ税関長に「製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書(税関様式 T-1110)」2通(原本、交付用)を申請し、その承認を受ける必要があります。

なお、「混用使用」とは、製造用原料品と同種の課税済原料品又は国産原料品との混用をいい、製造用原料品と同種の製造用原料品の混用は、ここでいう「混用使用」には当たりません。

また、単体飼料を製造する製造工場から、免税の加熱・圧ぺん等の処理をしたとうもろこし等を調達して配合飼料の製造を行う場合は、当該工場において単体飼料としての製造が終了しているため、免税原料とは取り扱わず、その他の原料として取り扱うこととなり、この場合も、「同種の課税済原料品」ではない（加工済みである）ので、ここでいう「混用使用」には当たりません。

しかしこの場合には、規則第2条（飼料の規格）の別表第4号後段の適用はなくなり、前段及び中段のみの適用となるので、「とうもろこし等の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の12%以上であること」、又は「魚粉等及び大豆油かす等の含有量が2%以上であること」という条件の具備が、新たに求められる場合があるので、留意する必要があります。

(2) 貨物の同時蔵置の制限

同時蔵置とは、搬入の時期を異にする同種の貨物を同一のサイロ等に蔵置することをいい、具体的には、同時蔵置の結果、実際にはロットの異なる貨物が混同されてしまいますが、観念的に混同とみなさず、先に搬入された貨物の上に後に搬入した貨物が重なり層状に蔵置されていると考える取扱いをいいます。

同時蔵置貨物を使用に際して搬出する場合には、搬入の順序に従って順番に搬出しなければならない取扱いになっており、この搬出の方法を「先入れ先出し方式」と呼んでいます。

同時蔵置については、以前より糖蜜及び豪州産麦は認められておりましたが、平成29年4月1日より、飼料製造用の免税とうもろこしと課税済みとうもろこし、国産とうもろこしの同時蔵置も認められることとなりました。

なお、この取扱いについては、同時蔵置がやむを得ないと認められる場合で、かつ、搬入及び使用の前後の時点において数量の測定を確実に行うことができ、加えて、それぞれの原料品の記帳を適切に行うことを条件に認められます。

14 製造用原料品等の亡失又は滅却

製造用原料品又は製品（半製品を含む。）が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を得て滅却した場合を除き、製造工場で原料等が亡失した場合又は税関長の承認を得ないで滅却した場合には、その数量に対して本来課税されるべき関税が徴収されることとなります。

したがって、課税されないためには、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合は、直ちに保税取締部門に連絡するとともに、「製造用原料品等の亡失届（税関様式 T-1150）」2通（原本、交付用）を提出し、了解を得る必要があります。

また、製造用原料品又はその製品が著しく腐敗した等その本来の用途に適さなくなった場合には、保税取締部門に連絡するとともに、「製造用原料品等の滅却承認申請書（税関様式 T-1160）」2通（原本、交付用）を提出し、税関長の承認を得る必要があります。

15 立入検査

製造用原料品の使用状況等について、税関の検査が行われる場合があります。

これは、公平な税負担を確保し、適正な指導を行うことで製造工場の健全な運営等に資することを目的として行われるものです。

16 承認内容の変更が必要な場合とその手続き

(1) 承認を要する変更事項

製造工場の所在地に変更がある場合には、適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」（任意様式）を提出する必要があります。

(2) 届出を要する変更事項

イ、被承認者の社名、代表者、役員、主要従業者、又は本店所在地の変更

上記の事項に変更等があったときは、「社名、代表者、役員、主要従業者、本店所在地変更」（名関様式第 1010 号）により速やかに届け出てください。

ロ、貨物管理に関する社内管理規定（CP）及び保税業務社内管理体制組織図（組織図）の変更

CP及び組織図の内容に変更が生じた場合は、各々に改定年月日を記載のうえ、速やかに提出してください。

ただし、組織図のみを変更する場合には、変更届は不要です。

ハ、製造工場の名称又は所在地の名称変更

上記の変更があったときは、速やかに「製造工場承認内容変更届」（税関様式 T 第 1090 号）により届け出てください。

ニ、製造工場で使用する減免税原料品の製品の品名（種別）の変更

製造工場で使用する減免税原料品の品名（種別）を追加又は減少しようとするときは「製造工場承認内容変更届」（税関様式 T 第 1090 号）により届け出てください。

なお、この場合には、製造方法の変更や製造歩留りの変更も予想されますので、税関に相談してください。（「製造歩留りに関する届出書」（任意様式）参照）

ホ、製造工場における製造方法（主な機械設備を含む。）の変更

製造工場における製造方法追加又は製造工程上の主な機械設備を変更するときは、「製造工場承認内容変更届」（税関様式 T 第 1090 号）により届け出てください。

ヘ、製造工場の面積の増減等

製造工場において、原料及び製品の蔵置場所、製造作業場等の増加又は減少をしようとするときは、「製造工場承認内容変更届」（税関様式 T 第 1090 号）により届け出てください。

ト、工事をする場合

上記、ホ又はへの届出が必要な場合がありますので、税関に相談してください。

Ⅲ 関係法令

1 関税定率法関係

(1) 関税定率法

(製造用原料品の減税又は免税)

- 第13条** 次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に掲げる製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。
- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するためのこうりゃんその他グレーンソルガム及びとうもろこしその他の当該飼料の種類に応じた政令で定める原料品
 - 二 落花生油の製造に使用するための落花生
- 2 税関長は、この法律又は関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。
- 3 第1項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合においては、税関長は、その軽減又は免除に係る関税の額に相当する担保を提供させることができる。
- 4 第1項各号に掲げる製造を行うに際しては、税関長が第1項の規定により関税の軽減又は免除を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除く外、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。
- 5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、そのつど又は随時、その製品について検査を受けなければならない。
- 6 第1項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から1年以内に、当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなった者から、第1項の規定により軽減又は免除を受けた関税を直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価格の減少があった場合には、第10条第1項の規定に準じてその関税を軽減することができる。
- 一 第1項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けずに製造用原料品を当該各号に掲げる用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から1年以内に第5項に規定する届出をせず、若しくはその製造を終えなかったとき。
 - 二 第1項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第4項の規定に違反してこれを使用したとき。
- 8 第1項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)

第20条の3 第13条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第19条第1項又は前条第1項の規定により関税の軽減若しくは免除又は軽減税率の適用を受けた貨物とその軽減若しくは免除を受け、若しくは軽減税率の適用を受けた用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡される場合において、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡しようとする者が、当該用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡することにつき税関長の承認を受けることを必要とするときは当該承認を受けるとともに、その者（当該用途以外の用途に供するため譲渡する場合にあつては、当該譲渡を受ける者）が、当該貨物を当該用途以外の用途に供することが関税の軽減又は免除に関する法律の規定（次項において「減免税規定」という。）に定める関税の軽減又は免除のための要件を満たすものとして政令で定める場合に該当することにつき、政令で定めるところにより税関長の確認を受けたときは、第13条第7項、第15条第2項、第16条第2項、第17条第4項、第19条第4項又は前条第3項の規定にかかわらず、これらの規定により徴収すべき関税を徴収しない。

2 前項に規定する税関長の確認を受けた場合には、当該確認を受けた貨物を当該確認の時に当該確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受けて輸入の許可された貨物と、当該確認を受けた者を当該減免税規定の適用を受けて当該貨物を輸入した者とみなして、この法律及び関税法その他関税に関する法律を適用する。

(2) 関税定率法施行令

(飼料及びその原料品の指定)

第6条 法第13条第1項第1号（製造用原料品の減税又は免税）に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるもの（以下この条及び次条において「単体飼料」という。）とし、同号に規定する政令で定める原料品は、配合飼料にあつては、とうもろこし、ライ麦、バナナの粉、砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る。）、糖みつ、カッサバ芋及び甘しょ生切干（カッサバ芋及び甘しょ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。）とし、単体飼料にあつては、とうもろこしとする。

(製造用原料品の減税又は免税の額)

第6条の2 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により軽減し、又は免除する関税の額は、次の表の上欄の各号に掲げる製品の製造に使用される同表の中欄の当該各号に掲げる輸入原料品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額とする。

製 品	輸 入 原 料 品	軽 減 又 は 免 除 の 額
1 配合飼料	こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、バナナの粉、砂糖（乾燥状態において、全重量に対するしょ糖の含有量が、検糖計の読みで98.5度以上に相当するものに限る。）、糖みつ、カッサバ芋及び甘しょ生切干（カッサバ芋及び甘しょ生切干にあつては、粉状又はペレット状にしたものを含む。）	全 額
2 単体飼料	こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこし	全 額
3 落花生油	落花生	全 額

- 2 前項の表に掲げる輸入原料品の数量に対するその製品の数量の割合がその製造の方法、工場、設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下るときは、その下る部分に対応する数量の輸入原料品については、法第13条第1項に規定する製造がされなかったものとみなす。

(製造工場の承認申請手続)

第6条の3 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）に規定する製造工場についての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造工場の名称、所在地、構造及び延べ面積
- 二 当該製造工場について承認を受けようとする期間
- 三 当該製造工場において法第13条第1項の規定による関税の軽減又は免除を受けて使用しようとする原料品の品名
- 四 当該製造工場において前号の原料品を使用して行なおうとする製造の方法及び計画並びに当該製造による製品の品名

- 2 前項の申請書には、承認を受けようとする製造工場及びその附近の図面を添付しなければならない。ただし、税関長がその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(製造用原料品の減税又は免除の手続)

第7条 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする者は、その軽減又は免除を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 2 前項の原料品の輸入申告は、法第13条第1項に規定する承認を受けた製造者の名をもってしなければならない。

(同種の原料品を混用する場合の手続)

第8条 法第13条第4項（同種の原料品の混用）の規定により税関長の承認を受けようとする者は、製造用原料品（法第13条第4項に規定する製造用原料品をいう。以下同じ。）にこれと同種の他の原料品を混じて使用する前に、これらの原料品の品名及び数量を記載した申請書をこれらの原料品を使用する製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出は、製造用原料品及びこれに混じて使用しようとする同種の原料品の性質、製造の工程その他の事情により税関長がそのつどの申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の製造に関し一括して行うことができる。この場合においては、前項の記載事項のうち税関長が必要がないと認めるものの記載を省略することができる。

（製造が終了した場合の届出及び検査）

第9条 法第13条第5項（製造が終了した場合の検査）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

- 一 製造用原料品による製品及び副産物の品名及び数量
- 二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む）
- 三 前号の製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したときは、その同種の他の原料品の品名及び数量並びに当該原料品の使用について法第13条第4項の規定による承認を受けた年月日
- 四 製造工場の名称及び所在地

2 製造用原料品による製造をした者は、税関長が法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）に規定する製造工場の承認をするに際し、その者の使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、前項の届出により必要な検査をするものとして指定した製造工場において当該製造をした者であるときは、当該届出により必要があるとされるごとに、その他の製造工場において当該製造をした者であるときは、税関長の必要と認める時期に、それぞれ、その製品について検査を受けなければならない。

3 税関は、前項に規定する届出により検査をしたときは、製品検査書をその届出をした者に交付するものとする。

（製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続）

第10条 法第13条第6項ただし書（製造用原料品の用途外使用等）の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造用原料品の品名、数量及び価格
- 二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
- 三 当該製造用原料品について関税の軽減又は免除を受けた用途及び置かれている場所
- 四 承認を受けようとする理由

（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続）

第11条 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者（次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。）は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第13条第5項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。

- 2 法第13条第7項ただし書（製造用原料品等の亡失、滅却等の場合）に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又はその製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 3 法第13条第7項ただし書において準用する法第10条第1項（変質又は損傷による減税）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第13条第1項各号に掲げる用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、第3条第1項各号に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第11条の2 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、当該関税の軽減又は免除を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に掲げる用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名又は名称
- 二 当該製造用原料品の品名及び数量並びに軽減又は免除を受けた関税の額
- 三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
- 四 当該製造用原料品が置かれている場所
- 五 譲渡しようとする先の製造工場の名称及び所在地
- 六 譲渡しようとする理由

（製造用原料品に関する記帳義務）

第12条 法第13条第1項（製造用原料品の減税又は免税）の規定により関税の軽減又は免除を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
- 二 使用した製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日
- 三 製造用原料品を使用してできた製品（以下この項において「製品」という。）及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日
- 四 法第13条第5項に規定する検査を受けた製品又はその副産物の品名及び数量並びにその検査の年月日

- 五 製造工場から出した製造用原料品、製品又はその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日
 - 六 製造工場において亡失し、又は滅却された製造用原料品、製品又はその副産物があるときは、その品名及び数量並びに亡失又は滅却の年月日、場所及び事由
- 2 税関長は、製造用原料品の数量、製造の期間その他の事情により前項各号に掲げる事項を記載させる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(減免税貨物の転用ができる場合の指定等)

- 第61条の2** 法第20条の3第1項(関税の軽減、免除を受けた貨物の転用)に規定する政令で定める場合は、同項に規定する貨物を同項に規定する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する時において、当該貨物をその新たな用途に供するため輸入するものとした場合に、その輸入につき減免税規定(同項に規定する減免税規定をいう。以下同じ。)の適用を受けることができ、かつ、当該貨物が関税の免除を受けた貨物又は関税の軽減を受けた貨物のいずれかであるかに応じ、当該減免税規定がそれぞれ関税の免除を内容とするもの又は当該軽減の割合と同一の割合の関税の軽減を内容とするものである場合とする。
- 2 法第20条の3第1項に規定する税関長の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その確認に係る用途に係る減免税規定の適用を受ける場合に必要とされる書類を添付して、その確認を受けようとする貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 一 当該貨物の品名、数量及び価格
 - 二 当該貨物の輸入の許可に係る税関、その許可に係る年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)
 - 三 当該貨物について関税の軽減又は免除を受けた用途及び適用を受けた減免税規定並びにその置かれている場所
 - 四 当該貨物について新たに供しようとする用途及び適用を受けようとする減免税規定
 - 五 その他参考となるべき事項

(3) 関税定率法施行規則

(飼料の規格)

- 第2条** 関税定率法施行令(以下「令」という。)第6条(飼料及びその原料品の指定)及び第66条(配合飼料の指定)に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。
- 一 原料品の配合割合が、別表の上欄に掲げる配合飼料の区分に応じ、それぞれ同表の上欄に定めるところによるものであること。
 - 二 粉状、ミール状、フレーク状、ばん砕状、ペレット状その他これらに類する形状のものであること。ただし、別表第2号に掲げる配合飼料については、この限りではない。
 - 三 原料品のうちこうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこし、ライ麦、カッサバ芋又は甘しょ生切干については、ひき砕いたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。

- 2 令第6条に規定する単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものは、こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものとする。

別表（第2条関係）

配 合 飼 料	配 合 割 合
一 脱脂粉乳、ホエイ及び調整ホエイの含有量の合計が全重量の30%以上のもの	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉（魚荒かすを含む。以下この表において同じ。）、フィッシュソリュブル又はフィッシュソリュブル吸着飼料の含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	色素（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に掲げる食用青色1号又は食用青色2号に限る。以下この表において同じ。）の含有量が全重量の0.0012%以上であること。
	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)の表に掲げる飼料添加物を含むこと。
二 糖みつの含有量が全重量の20%以上のもの（第一号に該当するものを除く。）	こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品（砂糖及び糖みつを除く。）若しくはこれらと同種の他の原料品又はオート、ふすま、やし油かす、大豆油かす、脱脂ぬか、アルファルファミール、ビートパルプ、大豆皮、ビールかす、豆腐かす、稲わら粉末若しくは麦ぬかの含有量の合計が全重量の5%以上であること。
三 砂糖の含有量が全重量の10%以上のもの（第二号に該当するものを除く。）	色素の含有量が全重量の0.0012%以上であり、かつ、塩化ナトリウムの含有量が全重量の0.1%以上であり、かつ、L-リジン塩酸塩の含有量が全重量の0.1%以上であること。
四 その他のもの	こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品以外の原料品の含有量の合計が全重量の12%以上であること。
	フェザーミール、肉骨粉、全血粉、さなぎ粉、魚粉、フィッシュソリュブル、フィッシュソリュブル吸着飼料、やし油かす、大豆油かす、綿実油かす、菜種油かす、アルファルファミール、大豆皮又は豆腐かすの含有量の合計が全重量の2%以上であること。
	こうりゃんその他のグレーンソルガム又はとうもろこしを加熱した後に扁平状に押しつぶしたものの又は加圧により加熱したものの含有量の合計が、こうりゃんその他のグレーンソルガム、とうもろこしその他の令第6条に規定する原料品及びこれらと同種の他の原料品の含有量の合計の50%以上であること。

備考：この表において「フィッシュソリュブル」の含有量については、乾燥状態のフィッシュソリュブルの重量によるものとする。

2 関税定率法第13条関係基本通達

(製造工場の承認の要件)

13-1 法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに行う。

(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しないものであること。

イ 申請者が法第13条第1項又は暫定法第9条の2第1項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》の製造工場の承認を取り消された者であって、その取り消された日から3年を経ない場合

ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合

ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経ない場合

ニ 申請者が上記イからハマでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他主要な従業者として使用する者である場合

ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）

ヘ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

(2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること

(製造工場の種別)

13-2 製造工場は、税関長が必要と認めるときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場（以下「第1種承認工場」という。）と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場（以下「第2種承認工場」という。）とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。

なお、第1種承認工場が第2種承認工場となる場合又は第2種承認工場が第1種承認工場となる場合においては、第1種承認工場又は第2種承認工場の廃業及び第2種承認工場又は第1種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。

(1) 第1種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であって、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でない税関において認めた製造工場をいう。

(2) 第2種承認工場とは、上記(1)以外の製造工場であって、製品の製造が間けつ的で、かつ、その製造がおおむね1ヶ月以内に終了し、製品の一括引取を行う製造工場をいう。

(製造工場の承認を行う税関官署)

13-3 法第13条第1項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関保税監督部門又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。

なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う。（ただし、暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第13条第1項に規定する承認を行う場合を除く。）

(製造工場の承認申請手続)

13-4 令第6条第3項第1号《製造工場の承認申請手続》の規定による製造工場の承認申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」（T-1070）1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」（T-1080）を申請者へ交付する。

(製造工場の承認申請書の添付書類)

13-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による

- (1) 承認書に添付する書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足る書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品歩留りに関する参考書類及び社内管理規定(C P = Compliance-Program)とする。
- (2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあっては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。
- (3) 「申請者の信用状況を証するに足る書類」としては、申請者が法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあっては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- (4) 「社内管理規定」は、関税法基本通達34-2-9(社内管理規定の整備)に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。
- (5) 暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、暫定法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。

(承認の際に付する条件)

13-6 製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

- (1) 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件

- (2) 製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (3) 製造工場の承認内容に変更を生ずることとなった場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件

（協同組合に対する製造工場の承認）

13-7 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を有する協同組合（以下、「協同組合」という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。

- (1) 賃貸借契約により組合員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもって、税関の所轄区域内の製造工場について一括申請できるものとする。
- (2) 前記13-2（製造工場の種別）の規定の適用に当たっては、「第1種承認工場」とする。
- (3) 製造工場の承認に際しては、前記13-6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。

組合員（その者が法人の場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業員（以下、「組合員等」という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組合員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の承認が一括して取り消されることがある。

（承認内容の変更届出の手続）

13-8 製造工場の承認内容に変更の手続は、次による。

- (1) 製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手続は適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は「製造工場承認内容変更届」（T-1090）2通を税関に提出することにより行わせる。
 - イ 製造工場の名称を変更する場合
 - ロ 製造工場の面積を増加し又は減少する場合
 - ハ 製造工場における製造方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更する場合
- (3) 製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更該当しないものとして取り扱って差し支えない。
- (4) 前記13-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組合員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記(1)によるものとする。

この場合、「製造工場内容変更承認申請書」に前記13-5（製造工場の承認申請書の添付書類）に規定する書類を添付させるものとする。ただし、前記13-5（3）に規定する書類は、添付を省略させることができる。

- (5) 前記13-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。

なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するときは、後記 13-24（製造工場の廃業）に規定する手続によるものとする。

（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新の手続）

13-9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

(1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入（減免税）製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。

また、税関関係手数料令（昭和29年政令第164号）第8条第1項《製造工場の承認手数料》において準用する同令第3条第1項《保税工場の許可手数料》に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行った日をいうものではないので、留意する。

(2) 承認の期間の更新の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」（T-1070）1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」（T-1080）を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。

（「飼料以外の用途に適さないもの」の意義）

13-10 令第6条《飼料及びその原料品の指定》に規定する「飼料以外の用途に適さないもの」とは、家畜、家きん、魚類（いずれも産業用のほか、愛がん用又は観賞用のものを含む。）又はその他の産業用動物（ミンク及びきつねに限る。）の飼料として使用されるものであって、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。

（注）家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。

(1) 家畜

イ ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター

ロ こん虫類：みつばち、かいこ

(2) 家きん：鶏、あひる、がちょう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじゃく、九官鳥、おうむ、小鳥

（製造用原料品の輸入（減免税）手続）

13-11 製造用原料品の輸入（減免税）手続については、次による。

(1) 輸入（減免税）製造用原料品の輸入（減免税）手続は、原則として、輸入（減免税）製造用原料品の陸揚地を所轄する税関（以下「輸入地所轄税関」という。）において行わせることとし、輸入（減免税）製造用原料品が到着港において陸揚されることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税関（以下「承認工場所轄税関」という。）において行わせる。

- (2) 令第7条第1項に規定する書面は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品減免税明細書」(T-1100)とし、2通(原本、保税監督部門用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の免税明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。
- (3) 輸入(減免税)製造用原料品の免税申請は、輸入(減免税)製造用原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告。第9節、第11節、第12節、第16節及び第17節において同じ。)の際に、「輸入(納税)申告書」(C-5020)(特例申告貨物にあつては、特例申告書。以下この節、第12節、第15節、第16節、第18節及び第20節において同じ。)を通常の部数より1通多く提出して行わせ、税関においてこれを許可した(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税)申告書1通に許可印(特例申告貨物にあつては、審査印)を押なつて申告者に交付し、他の1通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。
- (4) 法第13条第3項の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。

(同種製造用原料品との混用使用)

13-12 法第13条第4項《同種製造用原料品との混用使用》の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。

- (1) 同項に規定する「同種製造用原料品の混用」とは、輸入(減免税)製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品との混用をいうものとし、輸入(減免税)製造用原料品と同種の輸入(減免税)製造用原料品との混用は、ここでいう混用には当たらないものとする。
- (2) 輸入(減免税)製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」(T-1110)2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者に交付する。

(製造工場における貨物の同時蔵置)

13-13 飼料製造工場において、配合飼料製造用原料品として輸入(減免税)製造用原料品と同種の課税済輸入製造用原料品又は国産製造用原料品について、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)の例に準じて取り扱う。

なお、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第12条《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により記帳を適正に行わせる。

(製造工場における製造終了届等の取扱い)

13-14 製造工場における「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」(T-1120)、又は飼料製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」(T-1130)(以下いずれも「製造終了届」という。)の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。

なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。

(1) 第1種承認工場における取扱い

イ 製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）の製造終了の届出は、製造終了届2通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の10日までに毎月分の製造に実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

また、前記13-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ 上記ロにより検査（審査）が終了したときは、製造終了届1通に検査証明印を押なつし、製品検査書として届出者に交付する。

ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。

なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

(ロ) 製品の搬出にあたっては、責任者に日計表のほかに看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を作成させて、当該飼料製造工場に保管させる。

(2) 第2種承認工場における取扱い

イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（減免税）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（保税監督部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達67-3-10（輸入検査の方法）の(1)に準ずる。

ハ 上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届2通に検査証明印を押なつして、うち1通を製品検査書として届出者に交付し、他の1通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。

ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者に交付した後において行わせる。

なお、飼料製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。

- (3) 法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い

同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第13条第1項及び暫定法第9条の2第1項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

(製造用原料品の用途外使用)

13-15 法第13条第6項ただし書の規定による輸入（減免税）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。

- (1) 法第13条第6項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあっては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。
- (2) 令第10条の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2通（原本、交付（承認書）用）を輸入（減免税）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

(製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収)

13-16 法第13条第7項《関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収》

の規定による輸入（減免税）製造用原料品との用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。

- (1) 法第13条第7項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなった者（輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者）である。
- (2) 製造用原料品について、法第13条第7項の理由が発生した場合は、当該理由が発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。

なお、令第6条の2第2項《製造がされなかったものとみなす場合》の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合（製造歩留り）が、当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回った場合は、その下回った製品数量に対応する製造用原料品数量について法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》に規定する「製造」がなかったものとみなされるので、同条第7項の規定によりその割合を下回った部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。

- (3) 法第13条第7項ただし書後段《用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合》の規定により法第10条第1項《変質又は損傷による減税》の規定を準用する場合の取扱いは、前記10-1（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）から10-6（変質又は損傷による減税の手続）までに準ずる。

なお、この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。

- (4) 製造工場に対する検査又は輸入（減免税）製造用原料品による製造終了の検査（審査）の結果等により、輸入（減免税）製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。

イ その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。

ロ その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。

なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。

（製造用原料品の亡失又は滅却）

- 13-17** 輸入（減免税）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。

(1) 令第11条第1項の手続の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T-1150）2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関が異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうち1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。

(2) 令第11条第2項の規定による滅却の申請は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」（T-1160）2通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関が異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうち1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。

(3) 上記（2）により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会を要するものとする。

なお、この場合において、法第13条第8項の規定に基づく手数料令第8条第2項の手数料は、要しないので留意する。

（製造用原料品に関する担保の解除）

- 13-18** 法第13条第3項《担保》の規定に基づき製造用原料品の輸入（減免税）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（減免税）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（減免税）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。

なお、担保の解除に当たっては、令第9条第3項《製品検査書の交付》の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達第9の6-10（担保の解除手続）により処理する。

(製造用原料品の譲渡)

13-19 令第 11 条の 2 《製造用原料品の譲渡の場合の届出》の規定による輸入（減免税）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。

- (1) 輸入（減免税）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」（T-1170）2 通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち 1 通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関が異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうち 1 通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。
- (2) 輸入（免税）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第 13 条第 7 項第 2 号《製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴》の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。

(第 2 種製造工場の承認手数料の徴収)

13-20 第 2 種製造工場の承認手数料の徴収については、次による。

- (1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第 8 条第 2 項《製造工場の承認手数料》に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。
- (2) 上記(1)による印紙による手数料は、実際に現場検査を行った場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。
- (3) 同令第 8 条第 2 項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員一人分を徴収する。
なお、同一職員が 1 回の出張において数箇所の工場（同一被承認者の工場については、1 箇所として取り扱うものとする。）について現場検査を行った場合であっても、各個所ごとに税関職員 1 人分を徴収する。
- (4) 同令第 8 条第 2 項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第一の行政職俸給表（一）に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがって、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。
- (5) 税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の 1 回の現場検査に要する手数料の額を上記 (4) により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。

(製造工場の延べ面積の算定)

13-21 延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場（原料品置場が保税地域となっている場合を除く。）、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達 42-14（延べ面積の算定の方法）による。

(法人の合併等の取扱い)

13-22 製造工場の承認を受けている法人が合併若しくは分割又は製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す（以下この項において「合併等」という。）することに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。

この場合において、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生日後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

(帳簿の備付け)

13-23 令第12条第1項《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により製造用原料品の関税の軽減又は免除を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している減免税原料品、製品等に係る関係帳簿をもって足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達61の3-1（保税工場における記帳義務）の(5)から(8)までの規定に準じて取り扱うものとする。

(製造工場の廃業)

13-24 製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させるものとする。

3 関税暫定措置法関係

(1) 関税暫定措置法

(軽減税率等の適用手続)

第9条 別表第1に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率（以下「軽減税率」という。）が定められているもので政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

2 経済連携協定において関税の譲許が特定の用途に供するものであることを要件としている部品で政令で定めるものについて、その譲許の便益の適用を受けようとする者は、政令で定める手続をしなければならない。

(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)

第9条の2 オーストラリア協定の規定に基づく関税の譲許（以下この条において単に「譲許」という。）が税関の監督の下で飼料の原料として使用するものであることを要件としている物品のうち、次の各号に掲げる原料品で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に、税関長の承認を受けた製造工場で当該各号に規定する製造が終了するものについては、政令で定めるところにより、譲許の便益を適用する。

- 一 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税率法 別表第1001・99号に掲げる物品

二 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するための関税定率法 別表第 1003・90 号に掲げる物品

- 2 税関長は、オーストラリア協定又はこの法律若しくは関税法 の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前項の承認をしなければならない。
- 3 第 1 項の規定により譲許の便益の適用を受ける場合においては、税関長は、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する担保を提供させることができる。
- 4 第 1 項各号に規定する製造を行うに際しては、税関長が同項の規定により譲許の便益の適用を受けた原料品（以下この条において「製造用原料品」という。）による製造の確認に支障がないと認めて承認した場合を除くほか、製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用してはならない。
- 5 製造用原料品による製造が終了したときは、当該製造をした者は、政令で定めるところにより、使用した製造用原料品及びその製品の数量を税関に届け出て、その都度又は随時、その製品について検査を受けなければならない。
- 6 第 1 項各号に掲げる製造用原料品は、その輸入の許可の日から 1 年以内に、当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に該当することとなつた者から、税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額の関税を、直ちに徴収する。ただし、製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合又は税関長の承認を受けて滅却された場合には、その関税を徴収しないこととし、前項ただし書の承認を受けた製造用原料品につき変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少があつた場合には、関税定率法第 10 条第 1 項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定に準じてその関税を軽減することができる。
 - 一 第 1 項各号に掲げる製造用原料品について前項ただし書の承認を受けたとき、若しくは当該承認を受けないで製造用原料品を当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、若しくは当該各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供するため譲渡したとき、又はその輸入の許可の日から 1 年以内に第 5 項の規定による届出をせず、若しくはその製造を終えなかつたとき。
 - 二 第 1 項の規定により税関長の承認を受けた製造工場以外の場所で製造用原料品を製造に供し、又は第 4 項の規定に違反してこれを使用したとき。
- 8 第 1 項の規定により製造工場の承認を受けた者は、当該製造工場の延べ面積、承認の期間及び当該製造工場に係る税関の事務の種類を基準として政令で定める額の手数料を、政令で定めるところにより、税関に納付しなければならない。

(用途外使用等の制限)

第10条 第四条の規定により関税の免除を受け、又は第9条第1項の軽減税率若しくは同条第2項の譲許の便益の適用を受けた物品は、その輸入の許可の日から2年以内に、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供し、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めるところにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

(用途外使用等の承認があつた場合の関税の徴収)

第11条 前条ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同条の物品を同条に規定する用途以外の用途に供し、若しくはその用途以外の用途に供するため譲渡したときは、これらの場合に該当することとなつた者から、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額の関税を直ちに徴収する。この場合において、当該承認を受けた物品につき使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少があつたときは、関税定率法第10条第1項（変質又は損傷による減税）の規定に準じてその関税を軽減することができる。

- 一 第4条の規定により関税の免除を受けた物品については、その免除を受けた額
- 二 第9条第1項の軽減税率又は同条第2項の譲許の便益の適用を受けた物品については、特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額と当該軽減税率又は当該譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額

(関税の免除等を受けた物品の転用)

第12条 関税定率法第20条の3（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）の規定は、第4条の規定により関税の免除を受け、又は第9条第1項の軽減税率若しくは同条第2項若しくは第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けた物品が、その免除を受け、若しくは軽減税率若しくは譲許の便益の適用を受けた用途以外の用途に供され、又はこれらの用途以外の用途に供するため譲渡される場合について準用する。

(2) 関税暫定措置法施行令

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第32条 法第9条第1項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

- 二 法の別表第1第0402.10号の2の(1)の[2]及び0402.21号の2の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち第45条第2項に規定する配合飼料の製造に使用するもの
- 三 法の別表第1第0404.10号の1の(1)の[2]の[ii]の1及び2並びに(2)の[2]の[ii]の1及び2に掲げるホエイ及び調整ホエイのうち第1条に規定する配合飼料の製造に使用するもの

(軽減税率等の適用についての手続等)

第33条 前条第1項各号に掲げる物品又は同条第2項に規定する物品について、法第9条第1項の軽減税率又は同条第2項の譲渡の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあっては、特例申告）の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

- 一 当該物品の品名、規格、数量及び価格並びにその原産地
 - 二 当該物品の用途及び使用場所（前条第1項第1号、第7号及び第16号に掲げるものに係る場合にあつては、その用途及び使用予定計画）
 - 三 当該物品（前条第1項第1号、第5号、第7号、第16号並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
- 3 第8条第2項の規定は、前条第1項各号に掲げる物品又は同条第2項に規定する物品について法第9条第1項の軽減税率又は同条第2項の譲渡の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第8条第2項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第1項第1号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同条第2号、第3号又は第9号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同条第7号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同条第16号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。
- 7 法第9条第1項の軽減税率等の適用を受けた前条第1項第2号又は第3号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を使用して配合飼料（同項第2号に掲げる物品にあつては第45条第2項に規定する飼料をいい、前条第1項第3号に掲げる物品にあつては第1条に規定する飼料をいう。以下この項及び次項において同じ。）を製造する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。
- 一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所
 - 二 配合飼料を製造する者にあつては、使用した当該物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日、当該物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日並びに事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日
- 8 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は当該物品を使用して配合飼料を製造する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

（飼料の指定）

第33条の2 法第9条の2第1項に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものとする。

（譲許の便益の適用をしない製造）

第33条の3 法第9条の2第1項各号に掲げる原料品の数量に対する飼料の数量の割合がその製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下るときは、その下る部分に対応する数量の原料品については、当該各号に規定する製造がされなかつたものとみなす。

(製造工場の承認申請手続)

第33条の4 法第9条の2第1項に規定する製造工場についての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造工場の名称、所在地、構造及び延べ面積
- 二 当該製造工場について承認を受けようとする期間
- 三 当該製造工場において法第9条の2第1項の規定による関税の譲許の便益の適用を受けて使用しようとする原料品の品名
- 四 当該製造工場において前号の原料品を使用して行おうとする製造の方法及び計画並びに当該製造による製品の品名

2 前項の申請書には、承認を受けようとする製造工場及びその付近の図面を添付しなければならない。ただし、税関長がその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続)

第33条の5 法第9条の2第1項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その譲許の便益の適用を受けようとする原料品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 前項の原料品の輸入申告は、法第9条の2第1項に規定する承認を受けた製造者の名をもつてしなければならない。

(同種の原料品を混用する場合の手続)

第33条の6 法第9条の2第4項の規定により税関長の承認を受けようとする者は、製造用原料品（同項に規定する製造用原料品をいう。以下同じ。）にこれと同種の他の原料品を混じて使用する前に、これらの原料品の品名及び数量を記載した申請書をこれらの原料品を使用する製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出は、製造用原料品及びこれに混じて使用しようとする同種の原料品の性質、製造の工程その他の事情により税関長がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の製造に関し一括して行うことができる。この場合においては、同項に規定する記載事項のうち税関長が必要がないと認めるものの記載を省略することができる。

(製造が終了した場合の届出及び検査)

第33条の7 法第9条の2第5項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

- 一 製造用原料品による製品及び副産物の品名及び数量
- 二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三 前号の製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したときは、その同種の他の原料品の品名及び数量並びに当該原料品の使用について法第九条の二第四項の規定による承認を受けた年月日

四 製造工場の名称及び所在地

- 2 製造用原料品による製造をした者は、税関長が法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認をするに際し、その者の使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、同条第5項の規定による届出により必要な検査をするものとして指定した製造工場において当該製造をした者であるときは当該届出により必要があるとされるごとに、その他の製造工場において当該製造をした者であるときは税関長の必要と認める時期に、それぞれその製品について検査を受けなければならない。
- 3 税関は、法第9条の2第5項の規定による届出により検査をしたときは、製品検査書をその届出をした者に交付するものとする。

(製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)

- 第33条の8** 法第9条の2第6項ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。
- 一 当該製造用原料品の品名、数量及び価格
 - 二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)
 - 三 当該製造用原料品について関税の譲許の便益の適用を受けた用途及びその置かれている場所
 - 四 承認を受けようとする理由

(製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手続)

- 第33条の9** 法第9条の2第1項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者(次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。)は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書をその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第9条の2第5項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。
- 2 法第9条の2第7項ただし書に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない

- 3 法第9条の2第7項 ただし書において準用する関税定率法第10条第1項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第9条の2第1項 各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、関税定率法施行令第3条第1項 各号（変質又は損傷による減税の手続）に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第33条の10 法第9条の2第1項 の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、当該関税の譲許の便益の適用を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に規定する製造に使用する用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名又は名称
- 二 当該製造用原料品の品名及び数量並びに税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と法第9条の2第1項 に規定する譲許の便益による税率により計算した関税の額との差額に相当する額
- 三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
- 四 当該製造用原料品が置かれている場所
- 五 譲渡しようとする先の製造工場の名称及び所在地
- 六 譲渡しようとする理由

（製造用原料品に関する記帳義務）

第33条の11 法第9条の2第1項 の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）
- 二 使用した製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日
- 三 製造用原料品を使用してできた製品（以下この項において「製品」という。）及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日
- 四 法第9条の2第5項 の規定による検査を受けた製品又はその副産物の品名及び数量並びにその検査の年月日
- 五 製造工場から出した製造用原料品、製品又はその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

- 六 製造工場において亡失し、又は滅却された製造用原料品、製品又はその副産物があるときは、その品名及び数量並びに亡失又は滅却の年月日、場所及び事由
- 2 税関長は、製造用原料品の数量、製造の期間その他の事情により前項各号に掲げる事項を記載させる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(3) 関税暫定措置法施行規則

(飼料の規格)

第11条 令第33条の2(飼料の指定)に規定する財務省令で定める企画を備える配合飼料は、次に掲げる条件を備えた配合飼料とする。

- 一 関税定率法施行規則第2条第1項各号(飼料の規格)に掲げる条件を備えたものであること。
 - 二 原料品のうち関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品(法第9条の2第1項(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)又は同表第1003・90号に掲げる物品(同条第1項の譲許の便益の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)については、ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したものとして使用されたものであること。
- 2 令第33条の2に規定する単一の原料品からなる飼料で財務省令で定める企画を備えるものは、次に掲げる原料品の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 関税定率法別表第1001・99号に掲げる物品 ひき砕いたもの(小麦(政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第103号)第42条(麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し)の規定により輸入するものであつて飼料の製造に使用するもの、同法第43条(輸入に係る麦等の特別な方式による買入れ及び売渡し)の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるものであつて飼料の製造に使用するもの並びに法第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けるものを除く。)から生産されたふすまを加えたもので、当該ふすまの重量が全重量の30%以上のもの(以下この号において「ふすまを加えたもの」という。)に限る。)、ひき割りしたもの(ふすまを加えたものに限る。)、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの
 - 二 関税定率法別表第1003・90号に掲げる物品 ひき砕いたもの、ひき割りしたもの、加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの

(4) 関税暫定措置法基本通達

(配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告)

9-12 令第33条第8項の規定に基づき配合飼料製造者及び受託製造者は、使用状況の報告を次のとおり行うものとする。

- (1) 使用状況の報告は、原則として軽減税率の適用を受けた輸入原料品の全量の製造が終了したときに、「製造終了届」(T-1130)1通を製造工場を所轄する税関(事後確認担当)へ提出することにより行わせる。

- (2) なお、当該工場が関税定率法第13条の承認工場である場合には、関税定率法基本通達13-14（製造工場における製造終了届等の取扱い）に規定する製造終了届の提出をもって(1)の報告書の提出にかえて差し支えない。
- (3) 使用状況報告書等の内容に変更があることが判明した場合は、変更内容、理由等を記載した書類を添えて所轄税関に提出させる。

（製造工場の承認の要件）

9の2-1 法第9条の2第1項《オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用》に規定する製造工場の承認は、次の要件を充足するものに限り行う。

(1) 製造工場の申請者が、次の各号の一に該当しない者であること。

- イ 申請者が法第9条の2第1項又は定率法第13条第1項《製造用原料品の減税又は免税》の製造工場の承認を取り消された者であつて、その取り消された日から3年を経ない場合
- ロ 申請者が法その他関税に関する法令の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受け、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から3年を経ない場合
- ハ 申請者が法その他関税に関する法令以外の法令の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経ない場合
- ニ 申請者が上記イからハマまでに該当する者を役員とする法人である場合又はこれらの者を代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者である場合
- ホ 申請者の経営状況からして法の規定により課される関税等の徴収の経済的負担に耐えないと認められる場合（例えば、繰越欠損金が資本金の範囲を超えている場合で、かつ、今後の経営計画等により繰越欠損金の減少が見込まれない場合等）
- ヘ 製造工場における輸入原料品、製品等を適正に管理するための責任体制、業務手順等を確保できる十分な能力がないと認められる場合

(2) 飼料用への加工を行う設備や計量器を設置しているなど、設備が製造工場として適していること。

（製造工場の種別）

9の2-2 製造工場は、税関長が必要と認めたとときにおいて随時に製品の検査を行う製造工場（以下「第1種承認工場」という。）と製造終了の届出の都度製品の検査を行う製造工場（以下「第2種承認工場」という。）とに区分して承認するものとし、その区分は、次によるものとする。なお、第1種承認工場が第2種承認工場となる場合又は第2種承認工場が第1種承認工場となる場合においては、第1種承認工場又は第2種承認工場の廃業及び第2種承認工場又は第1種承認工場の新規承認として取り扱うものとする。

- (1) 第1種承認工場とは、製品を連続して生産し、かつ、製品を連続して出荷する製造工場であつて、当該工場で使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、製造の届出の都度検査が必要でないと税関において認めた製造工場をいう。
- (2) 第2種承認工場とは、上記(1)以外の製造工場であつて、製品の製造が間けつ的で、かつ、その製造がおおむね1カ月以内に終了し、製品の一括引取りを行う製造工場をいう。

（製造工場の承認を行う税関官署）

9の2-3 法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認に関する事務は、その製造工場の所在地を所轄する税関本関（保税地域の監督を担当する部門（以下「保税監督部門」という。））又は税関支署（保税事務を担当する部門）において行う。なお、税関支署において製造工場の承認に関する事務を行う場合には、製造工場の新規承認の際に、本関に協議を行う（ただし、定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者に対し、これと同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第9条の2第1項に規定する承認を行う場合を除く。）。

（製造工場の承認の申請手続）

9の2-4 令第33条の4第1項《製造工場の承認申請手続》の規定による製造工場の承認申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」（T-1070）1通（税関支署において承認を行う場合には、2通）を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」（T-1080）を申請者へ交付する。

（製造工場の承認申請書の添付書類）

9の2-5 製造工場の承認の申請に際し、承認申請書に添付すべき書類及びその取扱いについては、次による。

- (1) 承認申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の登記事項証明書及び信用状況を証するに足りる書類並びに承認を受けようとする製造工場の図面（配置図及び求積図）、製造工程図、設備概要書、製品製造歩留りに関する参考書類及び社内管理規定（CP=Compliance-Program）とする。
- (2) 「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、これらの書類に代えて住民票を添付させる。
- (3) 「申請者の信用状況を証するに足りる書類」としては、申請者が法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、申請者が個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。
- (4) 「社内管理規定」は、関税法基本通達34の2-9（社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定とする。
- (5) 定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認を既に受けている者が、同一の又は隣接する敷地内における製造工場について、新たに法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請を行う場合には、定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請の際に提出された添付書類のうち、内容に変更がない等の理由により法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請においても使用可能と判断できる書類については承認申請書への添付を省略して差し支えないものとする。また、法第9条の2第1項に規定する製造工場の承認申請と定率法第13条第1項に規定する製造工場の承認申請を同時に行う場合において、同一内容の添付書類については一部で足りるものとする。

(承認の際に付する条件)

9の2-6 製造工場の承認をするに際しては、次の条件を付するものとする。

- (1) 承認を受けた者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、承認を取り消されることがある旨の条件
- (2) 製造工場に出入れされる貨物及び製造作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあつては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件
- (3) 製造工場の承認内容に変更を生ずることとなつた場合には、その変更について承認を受け又は届出をしなければならない旨の条件

(協同組合に対する製造工場の承認)

9の2-7 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を有す協同組合（以下、「協同組合」という。）が製造工場の承認を受けようとする場合は、次による。

- (1) 賃貸借契約により組員からその工場を借り受けて製造する協同組合は、協同組合の代表者の名をもつて、税関の管轄区域内の製造工場について一括して申請できるものとする。
- (2) 前記9の2-2（製造工場の種別）の規定の適用に当たつては、「第1種承認工場」とする。
- (3) 製造工場の承認に際しては、前記9の2-6（承認の際に付する条件）のほか、次の条件を付す。組員（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者（以下、「組員等」という。）が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、当該組員等の所属する工場が承認対象から除外され、又は協同組合の製造工場の承認が一括して取り消されることがある。

(承認内容の変更の手続)

9の2-8 製造工場の承認内容の変更の手続は、次による。

- (1) 製造工場の所在地に変更がある場合（ただし、所在地の変更により所轄税関を異にする場合には、新たな承認とする。）には、承認を要する事項として取り扱い、その手続は適宜の様式による「製造工場内容変更承認申請書」2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。
- (2) 次のいずれかに該当する場合には、届出を要する事項として取り扱い、その手続は、「製造工場承認内容変更届」（T-1090）2通を税関に提出することにより行わせる。
 - イ 製造工場の名称を変更する場合
 - ロ 製造工場の面積を増加し又は減少する場合
 - ハ 製造工場における製造方法（製造工程上の主な機械設備を含む。）を変更する場合
- (3) 製造工場の改築、移設その他の工事により、面積及び製品の製造歩留りに変更がない場合には、承認内容の変更には該当しないものとして取り扱つて差し支えない。
- (4) 前記9の2-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により一括して承認を受けた者が、同一の協同組合に所属する組員の製造工場を新たに追加しようとするときは、承認を要する事項として取り扱い、その手続は上記(1)によるものとする。この場合、「製造工場内容変更承認申請書」に前記9の2-5（製造工場の承認申請書の添付書類）に規定する書類を添付させるものとする。ただし、前記9の2-5(3)に規定する書類は、添付を省略させることができる。

- (5) 前記9の2-7(協同組合に対する製造工場の承認)の規定により一括して承認を受けた者が、その協同組合に所属する組合員の製造工場を廃業しようとするときは、当該製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜の様式によりその旨を届出させるものとする。なお、協同組合が一括して承認を受けた製造工場のすべてを廃業するときは、後記9の2-25(製造工場の廃業)に規定する手続によるものとする。

(製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続)

9の2-9 製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続は、次による。

- (1) 製造工場の承認の期間は、第1種承認工場及び第2種承認工場とも承認の日から6年を超えないものとする。なお、引き続き輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品による製造を行う場合には、承認期間の更新手続を行わせるものとし、更新の期間についても6年を超えないものとする。また、税関関係手数料令(昭和29年政令第164号)第8条第1項《製造工場の承認手数料》において準用する同令第3条第1項《保税工場の許可手数料》に規定する「承認の日」とは、承認期間の起算日をいい、承認の処分を行った日をいうものではないので、留意する。
- (2) 承認の期間の更新の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品製造工場承認申請書」(T-1070)1通(税関支署において承認を行う場合には、2通)を税関に提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、「製造工場承認書」(T-1080)を申請者に交付する。なお、添付書類は、できる限り省略させるものとする。

(「飼料以外の用途に適さないもの」の意義)

9の2-10 令第33条の2《飼料の指定》に規定する「飼料以外の用途に適さないもの」とは、家畜、家きん、魚類(いずれも産業用のほか、愛がん用又は鑑賞用のものを含む。)又はその他の産業用動物(ミンク及びきつねに限る。)の飼料として使用されるものであつて、これらの用途以外の用に供されるおそれのないものをいう。

(注)家畜、家きんとは、具体的には次のようなものをいう。

- (1) 家畜
イ ほ乳類：牛、水牛、やく、馬、ろ馬、ら馬、らくだ、となかい、ひつじ、やぎ、ラマ、アルパカ、豚、うさぎ、犬、猫、モルモット、ラット、マウス、ハムスター
ロ こん虫類：みつばち、かいこ
- (2) 家きん鶏、あひる、がちよう、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥、うずら、鳩、くじやく、九官鳥、おうむ、小鳥

(製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用)手続)

9の2-11 製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用)の手続については、次による。

- (1) 輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品の輸入(譲許の便益の適用)手続は、原則として、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品の陸揚地を所轄する税関(以下「輸入地所轄税関」という。)において行うこととし、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税関(以下「承認工場所轄税関」という。)において行う。

- (2) 令第33条の5第1項《製造用原料品に係る譲許の便益の適用手続》に規定する書面は、「製造用原料品譲許の便益適用明細書」(P-1100)とし、2通(原本、保税監督部門用)(会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。)を提出することを求めるものとする。この場合において、保税監督部門用の適用明細書は、承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。
- (3) 輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品の譲許の便益の適用申請は、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品の輸入申告(特例申告貨物にあっては、特例申告。以下この節において同じ。)の際に、「輸入(納税)申告書」(C-5020)(特例申告貨物にあっては、特例申告書。以下この節において同じ。)を通常の数より1通多く提出して行い、税関においてこれを許可した(特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出を受けた)ときは、輸入(納税)申告書1通に許可印(特例申告貨物にあっては、審査印)を押なつて申告者へ交付し、他の1通を承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。
- (4) 法第9条の2第3項《担保》の規定による担保は、輸入申告者の資力、信用等が確実と認められ、関税の徴収上支障がないと認められるときは、原則として提供を省略して差し支えないものとする。

(同種製造用原料品との混用使用)

9の2-12 法第9条の2第4項《同種製造用原料品との混用使用》の規定による同種製造用原料品の混用使用の承認は、次による。

- (1) 同項に規定する「同種製造用原料品の混用」とは、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であつて法第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けていないものとの混用をいうものとし、輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品と同種の輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品との混用は、ここでいう混用には当たらないものとする。
- (2) 輸入(譲許の便益の適用)製造用原料品と同種の製造用原料品との混用使用の申請は、「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品と同種の他の原料品との混用承認申請書」(T-1110)2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。

(同種製造用原料品との混用使用の包括承認の申請手続)

9の2-13 令第33条の6第2項《同種の原料品を混用する場合の手続》の規定により、同種の製造用原料品との混用使用の包括承認の手続については、次による。

- (1) 包括承認の申請は、「製造用原料品と同種の他の原料品との包括混用承認申請書」(P-1110)2通を承認工場所轄税関へ提出して行わせる。この場合、製造用原料品による製造の確認に支障がないときは、税関においてこれを承認し、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。
- (2) 包括承認の期間は、3月以内とする。なお、継続して包括承認を受けようとする場合は、当初の承認の期間の満了日が到来する前に前記(1)の手続により申請するものとする。
- (3) 包括承認をした場合において、帳簿への記帳状況等から製造用原料品による製造の確認に支障があると認めるときは、当該承認を取り消すこととする。

(製造工場における貨物の同時蔵置)

9の2-14 製造工場において、飼料製造用原料品として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品と同種の内国貨物である製造用原料品であって法第9条の2第1項の譲許の便益の適用を受けていないものについて、同一タンク等に蔵置することがやむを得ないと認められる場合には、関税法基本通達42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の例に準じて取り扱う。また、当該貨物を同時蔵置するときは、搬入及び使用の前後の時点において検量を行う等により数量の測定を確実に行わせ、かつ、令第33条の11《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により記帳を適正に行わせる。

(製造工場における製造終了届等の取扱い)

9の2-15 製造工場における「飼料製造用原料品による製造終了届」(T-1130)（以下「製造終了届」という。）の提出、製品の検査及び製品の搬出の手続は、次による。なお、製造終了届の様式については、製造作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式として差し支えない。

(1) 第1種承認工場における取扱い

イ 製品（製品とは、完成品をいい、半製品は含まない。以下同じ。）の製造終了の届出は、製造終了届2通（保税監督部門用、交付（製品検査書）用）を翌月の10日までに毎月分の製造の実績について承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

また、前記9の2-7（協同組合に対する製造工場の承認）の規定により承認を受けた協同組合については、その協同組合に所属する個別の製造工場ごとの製造終了届を取りまとめて製品の製造終了の届出を提出することを求めるものとする。

ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として現品検査を省略し、提出された製造終了届の内容を審査することにより、検査に代えて差し支えない。ただし、税関長が必要と認めた場合は、当該届出に係る製品の見本を提出させ、必要な検査を行うものとする。

ハ 上記ロにより検査（審査）が終了したときは、製造終了届1通に検査済証明印を押納し、製品検査書として届出者へ交付する。

ニ 製品の搬出は、取締上支障がない限り上記ロによる製造終了届の提出前においてもできるものとし、責任者に搬出の事績を明らかにした日計表を作成させて、製造工場に保管させる。なお、製造工場における製品のばら搬出については、次の各要件を充足するものについて認めて差し支えない。

(イ) ばら製品のばら搬出数量は、出荷時にホッパースケールで計量した数量又は出門時にトラックスケールで計量した数量による。この場合において、ホッパースケール又はトラックスケールの検定公差は、千分の一以下でなければならない。なお、ホッパースケール又はトラックスケールの精度については、計量法の規定による検査の際等の機会を利用して、随時確認するものとする。

(ロ) 製品の搬出に当たっては、責任者に日計表のほかには看貫票又はこれに代わるもの（以下「看貫票等」という。）を作成させて、当該製造工場に保管させる。

(2) 第2種承認工場における取扱い

イ 製品の製造終了の届出は、原則として輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の全量の製造が終了したときに、製造終了届3通（保税監督部門用、検査手数料納付用、交付（製品検査書）用）を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

- ロ 上記イにより製造終了届が提出されたときは、原則として、現品検査を行うこととし、その際の検査については、関税法基本通達 67-3-10（輸入検査の方法）の(1)に準ずる。
- ハ 上記ロにより検査が終了したときは、製造終了届 2 通に検査済証明印を押なつて、うち 1 通を製品検査書として届出者に交付し、他の 1 通を検査手数料納付用として収納担当部門へ送付する。
- ニ 製品の搬出は、原則として、上記ハによる製品検査書を届出者へ交付した後において行わせる。なお、製造工場における製品のばら搬出については、これを認めない。
- (3) 法第 9 条の 2 第 1 項及び定率法第 13 条第 1 項の承認を併せて受けている製造工場における取扱い

同一の又は隣接する敷地内に所在する製造工場について、法第 9 条の 2 第 1 項及び定率法第 13 条第 1 項の承認を併せて受けている場合で、かつ、製造工場の種別が同一の場合には、製造終了届にそれぞれの製造工場に係る製品の製造終了の届出の内容を併せて記載し、製造工場の種別に応じた部数を承認工場所轄税関へ提出することを求めるものとする。

（製造用原料品の用途外使用）

9 の 2 - 1 6 法第 9 条の 2 第 6 項ただし書の規定による輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の用途外使用の手続については、次による。

- (1) 法第 9 条の 2 第 6 項ただし書の規定による用途外使用の承認は、輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品（特例申告貨物にあつては、特例申告書が提出された製造用原料品。次項において同じ。）が腐敗、変質その他の理由により製造用原料品として使用できない場合又は、用途外使用の目的内容からみて、その用途に供することがやむを得ないと認められる場合に限り行う。
- (2) 令第 33 条の 8 の規定による用途外使用の申請は、「用途外使用等承認申請書」（T-1140）2 通（原本、交付（承認書）用）を輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関（以下「蔵置場所所轄税関」という。）に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち 1 通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は 3 通とし、そのうちの 1 通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税監督部門へ送付する。

（製造用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収）

9 の 2 - 1 7 法第 9 条の 2 第 7 項《関税を徴収する理由が発生した場合の関税の徴収》の規定による輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の用途外使用等に係る関税の徴収については、次による。

- (1) 法第 9 条の 2 第 7 項の規定により関税を徴収する場合における納税義務者は、その関税の徴収の原因となる理由に該当することとなつた者（輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品が同一用途に供されるために譲渡された後、その譲受者が当該製造用原料品を用途外使用等に供したような場合には、当該譲受者）である。
- (2) 製造用原料品について、法第 9 条の 2 第 7 項の理由が発生した場合は、当該理由の発生した部分について、その都度、直ちに関税を徴収する。なお、令第 33 条の 3 《譲許の便益の適用をしない製造》の規定により製造用原料品とその製品の数量との割合（製造歩留り）が、

当該製造工場における製造の方法、工場設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下回った場合は、その下回った製品数量に対応する製造用原料品数量について法第9条の2第1項に規定する「製造」がなされなかつたものとみなされるので、同条第7項の規定によりその割合を下回った部分の製品に対応する当該製造用原料品について関税を徴収する。

- (3) 法第9条の2第7項ただし書後段《用途外使用の承認を受けた製造用原料品の変質、損傷等の場合》の規定により定率法第10条第1項《変質又は損傷による減税》の規定を準用する場合の取扱いは、定率法基本通達10-1（従価税品に対する変質、損傷減税の適用範囲）から10-6（変質又は損傷による減税の手続）までに準ずる。なお、この場合において、「変質、損傷その他やむを得ない理由による価値の減少」には、使用による減耗を含むものとして取り扱う。
- (4) 製造工場に対する検査又は輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品による製造終了の検査（審査）の結果等により、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品について帳簿面の残高より現実の残高が不足していることが判明した場合においては、次によるものとする。
 - イ その不足の原因が、他の用途に使用され又は他の用途に使用する目的で譲渡されたことによると認められたときは、直ちにその不足分に対する関税を徴収する。
 - ロ その不足の原因が、乾燥による欠減、荷扱い、運送中の荷こぼれ等通常生ずべき欠減のみによるものと認められるときは、その不足分に対する関税の徴収を要しない。なお、その不足分が合理的な範囲であるかどうかは、他の通常の事例と比較勘案して判定するものとする。

（製造用原料品等の亡失又は滅却）

9の2-18 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品又はその製品が災害その他やむを得ない理由により亡失した場合及び滅却の場合の手続については、次による。

- (1) 令第33条の9第1項《製造用原料品等の亡失の手続》の規定による亡失の届出は、「製造用原料品等の亡失届」（T-1150）2通（原本、交付用）に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書1通を添付して、蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者に交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して承認工場所轄税関の貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）へ送付する。
- (2) 令第33条の9第2項《製造用原料品等の滅却の手続》の規定による滅却の申請は、「製造用原料品等の滅却承認申請書」（T-1160）2通（原本、交付（承認書）用）を蔵置場所所轄税関に提出することを求めることとし、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつて申請者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に承認の旨を記載して承認工場所轄税関の保税取締部門へ送付する。
- (3) 上記(2)により製造用原料品等の滅却の承認を受けた申請者が承認に係る製造用原料品等を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。なお、この場合において、法第9条の2第8項《製造工場の承認手数料》の規定に基づく手数料令第8条第2項《製造工場の承認手数料》の手数料は、要しないので留意する。

(製造用原料品に関する担保の解除)

9の2-19 法第9条の2第3項の規定に基づき製造用原料品の輸入（譲許の便益の適用）の際に提出させた担保は、原則として当該輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の全部が製造された場合に解除する。ただし、輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の一部が製造された際に検査したものについては、当該検査に係る分について解除して差し支えない。なお、担保の解除に当たっては、令第33条の7第3項《製品検査書の交付》の規定により交付を受けた製品検査書を提出させ、関税法基本通達9の6-10（担保の解除手続）により処理する。

(製造用原料品の譲渡)

9の2-20 令第33条の10《製造用原料品の譲渡の場合の届出》の規定による輸入（譲許の便益の適用）の製造用原料品の譲渡の届出は、次による。

- (1) 輸入（譲許の便益の適用）製造用原料品の譲渡の届出は、「製造用原料品等の譲渡届」(T-1170) 2通（原本、交付用）を蔵置場所所轄税関へ提出することにより行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつて届出者へ交付する。ただし、蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には、提出部数は3通とし、そのうちの1通に確認の旨を記載して譲渡先所轄税関へ送付する。
- (2) 輸入（譲許の便益の適用）の許可を受けた製造用原料品の譲渡届を上記(1)により受理した場合においては、法第9条の2第7項第2号《製造用原料品の譲渡の場合の関税の追徴》の規定に該当しないものとして取り扱うこととなるので、留意する。

(第2種製造工場の承認手数料の徴収)

9の2-21 第2種承認工場の承認手数料の徴収については、次による。

- (1) 承認手数料は、製造終了届を提出する際に、手数料令第8条第2項に規定する手数料の額に相当する印紙を添付（検査を省略する場合を考慮して貼付させないこと。）させるものとする。
- (2) 上記(1)による印紙による手数料は、実際に現場検査を行つた場合に限り収納するものとし、現場検査を省略したときは、当該印紙を返還するものとする。ただし、届出に係る製造の終了が当該製造工場における最終的なものではなく近い時期に現場検査を実施する見込みがあるときは、当該印紙による手数料を次回の承認手数料に充当して差し支えない。この場合においては、その旨を届出者に通知する。
- (3) 同令第8条第2項に規定する承認手数料については、人数について特に法律的制限はないが、便宜税関職員1人分を徴収する。なお、同一税関職員が1回の出張において数箇所の工場（同一被承認者の工場については、1箇所として取り扱うものとする。）について現場検査を行つた場合であつても、各箇所ごとに税関職員1人分を徴収する。
- (4) 同令第8条第2項に規定する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第1の行政職俸給表(一)に掲げる三級の職務にある税関職員が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定により支給される旅費に相当する承認手数料額は、現場検査を行う税関職員が現実に勤務している場所から計算した額とする。したがつて、保税地域へ派出した税関職員を現場検査に出張させる場合には、当該税関職員が勤務している当該保税地域の所在地から計算するものとする。

- (5) 税関においては、製造工場の承認の際に、当該製造工場の1回の現場検査に要する手数料の額を上記(4)により算出して、製造工場の承認を受けた者にあらかじめ知らせておくものとする。

(製造工場の延べ面積の算定)

- 9の2-22** 延べ面積の基礎となる製造工場の地域は、原料品置場（原料品置場が保税地域となつている場合を除く。）、製造工程上使用される工場施設及び製品置場をいうものとし、その延べ面積の算定は、関税法基本通達42-14（延べ面積の算定の方法）による。

(法人の合併等の取扱い)

- 9の2-23** 製造工場の承認を受けている法人が合併若しくは分割又は製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す（以下この項において「合併等」という。）ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。この場合において、合併等の後に存続する法人若しくは合併等により設立される法人又は当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。

(帳簿の備付け)

- 9の2-24** 令第33条の11第1項《製造用原料品に関する記帳義務》の規定により製造用原料品の譲許の便益の適用を受けた者が備え付ける帳簿については、同項各号に掲げる事項が記載されているものであれば、製造工場において使用している譲許の便益適用原料品、製品等に係る関係帳簿をもつて足りるものとし、その保存に当たっては、関税法基本通達61の3-1（保税工場における記帳義務）の(5)から(8)までの規定に準じて取り扱うものとする。

(製造工場の廃業)

- 9の2-25** 製造工場を廃業しようとする場合には、製造工場の名称及び所在地、廃業の年月日並びに廃業の理由を記載した適宜な様式によりその旨届出させるものとする。

4 飼料製造用原料品による製造終了届 (T-1130) 記載要領等

(1) 飼料製造用原料品による製造終了届 (T-1130)

「製造終了届番号」欄には、製造工場ごとの暦年別の一連番号を記載する。例えば、平成 10 年と届け出る場合には「10-1」、「10-2」のように記載する。

なお、1 件の製造終了届が 2 枚以上にわたるときは、さらに枝番を付し、「10-1-1」、「10-1-2」のように記載する。

「届出者」欄には、当該製造工場の承認を受けた者（権限を委任しているときは、その委任を受けた者）の住所及び氏名（法人にあっては、その法人の名称及び代表者の氏名）を記載する。

「製造期間」欄には、第 1 種製造工場にあっては、当該製造に要した実際の作業期間ではなく、月例的に行う棚卸しの日を基準とし、前月棚卸しの日翌日から当月の棚卸しまの日までの期間を記載する。すなわち、毎月 25 日に定期的に棚卸しを行う工場において、実際には

幼雛用を 1 月 27 日～2 月 15 日 の期間に

中雛用を 2 月 10 日～2 月 20 日 の期間に

大雛用を 2 月 7 日～2 月 22 日 の期間に

製造しても、記載する製造期間は、1 月 27 日から 2 月 22 日までではなく、1 月 26 日から 2 月 25 日までとして記載する。第 2 種製造工場にあっては、当該製造に要した実際に作業期間を記載する。

「製品」欄のうち「品名」には、包括的に「配合飼料」と記載する。ただし、通常の配合飼料と異なる製造歩留りの適用を受けるペット・フードなどにあっては、区分し計上させる必要があるため、終了届のページを改めて記載し、その「品名」欄には、「配合飼料（ペット・フード）」のように記載する。

「数量」欄には、各銘柄に区分計上する必要はなく、当該製造期間中に製造された各銘柄製品出来高を集計した総重量を計上する。

なお、この場合、袋物にあっては、各製品に表示された入れ目を含まない重量を、1 袋当たりの重量として計算する。

「歩留計算表」欄のうち、「使用免税・譲許の便益適用原料品名」欄には、当該製造に使用したすべての製造用免税原料品及び製造用譲許の便益適用原料品（以下「免税原料品」という。）の品名を記載する。

「理論含有量／実使用数量」欄には、分子には、「製造終了届明細表」に設けられている「製造用原料品」の「理論含有量」欄記載数値の各免税原料品別集計値を計上する。分母には、棚卸し方式により確定した各免税品原料品別実使用高を計上する。

なお、棚卸し方式とは、各免税原料品の月間実使用数量を、それぞれ

$$\text{(前月棚卸時確定した免税原料品在庫数量} + \text{前月棚卸時確定した免税原料品仕掛数量} + \text{免税原料品の当月受入数量)} - \text{(当月棚卸時確定した免税原料品在庫数量} + \text{当月棚卸時確定した免税原料品仕掛数量)} = \text{(当月製造された全銘柄製品の製造に使用された免税原料品の実使用高)}$$

の計算式により算出把握する方法をいい、棚卸しの際の在庫数量及び仕掛数量の確定方法は次のとおりである。

(1) 袋もの $(1 \text{ 袋当たりの正味数量}) \times (\text{袋数}) = (\text{袋もの在庫数量})$

(2) サイロ蔵置のバラもの 次のいずれかの方法による。

(イ) $(\text{空間検尺を行って、その平均値を求めサイロ・テーブルにより算出した体積}) \times (\text{原料の比重}) = (\text{バラ在庫数量})$

- (ロ) 前記(イ)の方法による在庫数量との差が検尺誤差（1%以下）とみられる範囲内であるときは、

$$(\text{前月繰越在庫数量}) + (\text{当月受入数量}) - (\text{スケールにより記録されたサイロからの搬出数量}) = (\text{バラ物在庫数量})$$
- (3) 糖みつ 次のいずれかの方法による。
- (イ) (タンク検尺を行い、温度比重を測定し、タンク・テーブルによって算出した数量)

$$+ (\text{パイプラインの数量}) = (\text{在庫数量})$$
- (ロ) 検尺誤差が大きい場合、

$$(\text{前月繰越残在庫数量}) + (\text{当月受入数量}) - (\text{当月搬出数量}) = (\text{在庫数量})$$
- (4) 半製品及び仕掛品
- (イ) 原料ビン内の仕掛品は、空間検尺により算出する。
- (ロ) 半製品タンク内の仕掛品は、空間検尺により算出した数量から、それぞれの配合割合によって各免税等原料品別数量を算出する。例えば、

$$(\text{仕掛半製品の数量}) \times (\text{とうもろこしの配合\%}) = (\text{とうもろこしの仕掛数量})$$
- (ハ) 上記(イ)及び(ロ)以外の仕掛品については、作業を停止し、すべて袋詰めにして看貫する。

「実績歩留り」欄には、「理論含有量／実使用数量」欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載する。この場合、小数点以下2位まで算出し、四捨五入して1位に留める。

「製品出来高／使用した全原料品合計数量」欄には、分子には、「製造終了届」に設けられている「製品」の「数量」欄記載の数量を計上する。分母には、「製造終了届」下欄の(「免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量」欄記載数量+「免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量」欄記載数量)の数値を記載する。

「製造歩留り」欄には、「製品出来高／使用した全原料品合計数量」欄の(分子)÷(分母)×100の数値を記載する。この場合、小数点以下3位まで算出し、四捨五入して2位に留める。

特例申告貨物にあっては、「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」欄に特例申告書の番号を、「輸入許可年月日」欄に特例申告書の提出年月日をかっこ書で併記する。

「製造用原料品」欄のうち、「輸入許可番号」ほかの各欄には、棚卸しにより確定した各免税原料品の実使用数量を先入先出方式により、既に搬入されている古い輸入許可荷口分から順次使用したこととし、各免税原料品ごとに大別して列記する。

なお、関稅定率法施行令第9条第1項第2号に基づく届出事項となっている「輸入の許可に係る税関」については、便宜「輸入許可番号」欄に併記し、その方法は、税関符号によって差し支えない。

「残数量」欄には、当該製造工場に在庫する総残数量を記載する必要はなく、当該製造終了届に列記された輸入許可単位ごとの残数量のみを記載する。

「混じて使用した同種又はその他の原料品」欄のうち、「品名」及び「数量」欄には、関稅定率法第13条第4項の規定による税関長の承認を受けて使用した同種原料品については、別掲し、その他の原料品については、検査に支障がない範囲で適宜集約(例えば、穀類、芋類その他でん粉質植物類、そうこうその他の飼料用植物類、豆類、高たんぱく質植物加工品類、植物性油かす類、飼料用動物質類、油脂類、飼料用添加物類等)して計上して差し支えない。

「備考」欄には、例えば混用使用承認番号など注記を必要とする事項を記載する。

「**免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量**」欄には、棚卸し方式により確定した各免税原料品の当月使用数量を合計した数値を計上する。この数値は、製造終了届中、「**製造用原料品**」の「**数量**」欄記載数値の集計値とも一致する。

「**免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量**」欄には、当該製造終了届中欄、「**混じて使用した同種又はその他の原料品**」の「**数量**」欄記載数値の合計値を計上する。

(2) 飼料製造用原料品による製造終了届明細表の記入要領

「**製造終了届番号**」欄には、(暦年別)－(製造終了届番号)－(製造明細表頁数)を記載する。

例えば、10-1-3(平成10年に届け出る最初の製造終了届の製造明細表の第3頁目の意)のように記載する。

「**製品**」欄のうち、

「**銘柄名**」欄には、当月製造した製品の、個々の銘柄名を記載する。例えば、「**幼雛1号**」などと記載する。

なお、同一銘柄の製造であっても、配合割合の異なるものは、別銘柄製品として記載する。

「**数量**」欄には、当該銘柄別製品の出来高を計上する。ただし、当該銘柄別製品製造時において再生作業(破袋若しくは返品など、品質の低下した製品を同一配合割合製品の製造の際、製造工程に再投入して復元再生すること。)が行われたときは、その再生分を出来高に含めないよう留意する。

「**内訳**」欄には、当該銘柄別製品ごとの、包装荷姿別、袋数並びに数量を計上する。

例えば、

製 品		数 量
銘 柄 名		数 量
完全配合飼料 幼雛1号		19,500kg
内 訳	@ 20kg×100 B/G	2,000kg
	@ 50kg× 50 B/G	2,500kg
	トランスバッグ @ 500kg× 20 B/G	10,000kg
	@ バラ × B/G	5,000kg
再生分		

のように記載する。

「**再生分**」欄には、当該銘柄製品製造に際し、再生作業が併せて行われたときは、その実態を再生処理簿により把握し、その再生高の集計値を計上する。

「**製造用原料品**」欄のうち、

「**品名**」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した各免税原料品の品名を記載する。

なお、記載に際しては、輸入許可書ごとに区別する必要はない。

「**理論含有量**」欄には、(当該銘柄製品出来高)×(免税原料品の配合率)の計算式により、各免税原料品ごとに算出した数値を記載する。

「**混じて使用した同種又はその他の原料品**」欄のうち、

「**品名**」欄には、当該銘柄製品の製造に使用した「**免税原料品以外の原料品**」を類別で記載する。

なお、その記載要領は、製造終了届の「**混じて使用した同種又はその他の原料品**」欄に準ずる。

「理論含有量」欄には、(当該銘柄製品出来高) × (「免税原料品」以外の各原料品の配合率) の計算式により、それぞれ算出した数値を記載する。

「備考」欄には、注記を必要とする事項を記載する。

IV Q & A

1、【原料関係】

Q 1 見本持ち出し

飼料原料の成分検査のため輸入許可前に少量(100g程度)のサンプルを採取する場合がありますが、「見本の一時持ち出し」に該当しますか。

(答)

「見本の一時持ち出し」に該当します。

Q 2 端量品の扱い

月末の在庫数量を算出する際、仕掛品については理論値で構いませんか。
また、製品の端量品については量的に少なく歩留りにも影響しないものと思われるところから、翌月分に含め処理することは認められますか。

(答)

原料と製品の関係を正確に把握する必要がありますので、仕掛品についても計量してください。

また、製品の端量品については、翌月分とすることなく、当月の製造高に含めてください。

Q 3 国産原料品の入れ目の扱い

国産原料品である粕類については入れ目があるため、その分使用後帳簿を上回る在庫として残り、棚卸しによる実使用量が理論使用量を下回ることとなる場合、どのように処理したら良いか。

(答)

国産原料品の入れ目の範囲内で実使用量を理論使用量に合わせるよう調整して差し支えありません。

なお、国産原料品入れ目以上の国産原料品の在庫については、新たな受け入れとして計上してください。

Q 4 原料品置き場の制限

保税地域で通関した免税原料品を製造工場に搬入するまでの間、他の営業倉庫等の場所に保管することはできますか。

(答)

飼料製造用の免税原料品は輸入許可後といえども免税条件を充足するまでは厳重に管理されるべきであり、輸入許可後は直接製造工場に搬入するのが原則です。

輸入許可後、製造工場以外の場所に保管する場合は、当該場所を製造工場の原料品置き場とする必要があります。これにより難しい場合はあらかじめ所轄税関に相談してください。

Q 5 免税原料台帳の備考欄

免税原料台帳の備考欄に記載する事項を教えてください。

(答)

免税原料台帳の備考欄には、①月末における仕掛品残量、②譲渡（受）免税原料品については、その概要（年月日、受理番号、受渡先）、③免税原料品の搬入の際、欠減がある場合はその欠減数量等、この他にも注意すべき事項があれば、保税担当部門に相談してください。

2、【製造関係】

Q 6 承認工場外での製造

免税原料品を承認工場以外の製造工場で加工等を行い、元の製造工場へ戻すことは認められますか。

(答)

保税工場のように場外作業場の規定がないので、承認工場以外の場所での製造は認められません。

Q 7 製造工場外作業の位置づけ

新しい成分の添加等のオーダーがありこれに对应しようとするれば、当社の設備では対応し切れない。そこで、社外の企業にこの作業を一部請け負わせて対応したい。

当社では、戻された製品を中間製品として位置付け、注文に基づくセット品として完成させ、また、最終調合を行って最終製品とする予定であるが認めていただけるか。

(答)

保税工場には場外作業場の規定はありますが、定率法13条の承認工場にはそのような規定はなく、外部の工場に承認工場の作業を委託することは認められません。

承認工場で出荷される場合の製品は、必ずしも最終製品である必要はなく、施行規則2条（別表2）に定めるように、とうもろこし等以外が12%以上配合された飼料としての性状になっていれば良く、中間製品であっても構わないことになっています。

従って、製造終了届は、半製品として、製品特定され出荷報告されれば、作業は終了し、免税要件を満たすこととなります。

よって、社外に作業を委託する場合には、中間製品（定率法の規格を満たしていることが必要）段階で製品特定を行い、製造終了届に出庫として記載し作業を終了させて下さい。

これ以降の、社外で行われる作業及びその製品を戻し社内で行われる作業は、国内貨物の作業ですので、税関に報告の必要はありません。

これを、再び製造作業の原料として再投入する等の手続きは誤りですので、これを行わないで、国内品として製造作業とは別管理して下さい。

Q 8 ダストの処理方法

サイロを清掃すると変質して飼料に混入できないダストが発生する場合がありますが、この処理方法を教えてください。

(答)

原則として減却承認申請の手続をしてください。ただし、それによることが困難な場合は、便宜、申出により引取りを認めます。

なお、原料受け入れに際して、木片・穂軸等のとうもろこし成分が含まれない夾雑物が篩分けされますが、これらについては、便宜、とうもろこしではないことから、特に引き取り手続きは不要と扱います。

Q9 豪州産大麦と同種大麦の混用使用

現在SBS大麦を使用していますが、今後豪州産大麦に切り替える予定があります。原料サイロはSBS大麦が空になったことを確認してから豪州産大麦を受け入れることにしており、粉碎後の配合タンクも別に分ける予定です。この場合でも混用使用の承認は必要ですか。

(答)

製造用原料品と同種原料品との混用使用は製造の確認に支障が無いと認められる場合に承認できる取り扱いとされています。貴工場の場合、SBS大麦と豪州産大麦について配合作業から、計量して製品出来高として計上するまで区別して行うのであれば混用使用には該当しませんが、配合作業からそれぞれを同時に使用する場合、混用使用となります。原料品コードを別に設定して配合割合で区分するなど、棚卸方式による実使用数量の集計に影響の出ないようにしていただく必要があります。これを行わないと製造終了届の実使用数量、理論含有量が算出できなくなる恐れがあり、製造の確認に支障をきたすことにもつながります。従って、混用使用承認申請を行う場合、同申請に併せて、混用使用した場合の製造終了届の作成手順及び棚卸方法、引用する数値(データ)等について所轄税関にて確認を受けていただくようお願いします。

3、【製品関係】

Q10 破袋の処理方法

製品計上後に破袋が発生した場合、どのように処理したらよいですか。

(答)

破袋整理簿(帳票)に発生破袋数、補修事項等を明確に記録しておき、欠減分は自社引取り分として処理してください。

Q11 製品の返品及び不良品の処理

製品の返品、不良品の処理は、同一銘柄に再投入することに限定せず、同蓄種内で処理できませんか。

(答)

返品、不良品の処理は、原則として同一銘柄に搬入先取りし、移送品の返品については同種銘柄に投入先取りのうえ、「飼料製造用原料品による製造終了届明細票」の再生分欄に計上することになります。同蓄種内での製品再処理も認められますが、この場合、製造しようとする製品の品質に影響が出ない程度の量にしてください。

Q12 バラ出庫予定分の袋詰出庫

同一銘柄の飼料をバラ又は袋詰めにより出荷していますが、バラ製品の在庫があっても袋詰製品の在庫がない場合に、バラ製品を袋詰めして出荷することは認められますか。

(答)

要望どおり実施して差し支えありません。なお、振替の事実を製品整理簿に記録しておいてください。

Q13 飼料添加物の配合割合

規則別表第1号には、飼料添加物については配合割合の規定がありませんが、微量でも配合されれば要件を満たしますか。

(答)

この項に定められている添加物については、いずれも食品衛生法に規定する添加物ではないことから、これらを混入することにより食品として適さなくなります。

したがって、本項目に規定する添加物が分析の結果検出されれば、規格は充足していることになることから、配合割合は規定していません。

Q14 加圧により加熱したとうもろこし等

規則別表第4号について、とうもろこし等を加圧により加熱したものについては、丸粒形状でも認められますか。

(答)

規則第2条第2項の規定に基づく単体飼料を含め、本号に規定している変形加工の方法は、従来の加熱圧ペンによる方法に加え、現時点で実用化されているエキスパンダー、プレスパンダー、エキストルーダーの各機器による変形加工を想定して規定しており、これらの機器により変形加工したものは飼料原料品の原形から大きく変化します。

なお、形状が変化しない方法がある場合は、税関に相談してください。

Q15 単体飼料の範囲

施行令第6条に規定されている単体飼料については、とうもろこしの加熱処理分50%、粉碎したもの50%のものも含まれますか。

(答)

施行令第6条に規定する単体飼料の規定は、規則第2条第2項において、「加熱した後に扁平状に押しつぶしたもの又は加圧により加熱したもの」と規定されていることから、加熱処理を行わない粉碎したとうもろこし等を混入した飼料は、単体飼料とは認められず、この場合は規則別表第4号後段に定める配合飼料の規格が適用となります。

Q16 液状原料の配合割合

規則別表に掲名されている飼料用原料品以外の原料品について、液状原料品の場合の配合割合の計算はどのように取り扱うのですか。

(答)

規則別表に掲名されているフィッシュソリュブルの含有量が乾燥重量によることとされていますので、水分含有量の高い原料品についても同様に乾燥重量によることとなります。

なお、液状等水分含有量の高い原料品を混入する場合は、事前に税関に相談してください。

Q17 単体飼料製造工場から調達した圧ぺんとうもろこし

加熱圧ぺん等の設備を有しない製造工場が、免税の加熱圧ぺん等の処理をしたとうもろこし等を使用して配合飼料を製造する場合は、どのように取り扱うのですか。

(答)

単体飼料を製造する製造工場から、免税の加熱圧ぺん等の処理をしたとうもろこしを調達して配合飼料を製造する場合は、単体飼料の製造終了時点で終了届が提出され免税が確定していることから、配合飼料を製造する製造工場にあっては、これを免税原料として扱うことなく、その他の内貨原料品として取り扱うことになります。

なお、この場合には関税定率法第13条第4項の「混じて使用する場合の承認」には該当しません。(免税原料品とみなす扱い)

しかしこの場合には、規則第2条の別表第4号後段の適用はなくなり、それ以外の条件の具備が、新たに求められるので、留意する必要があります。

Q18 単体飼料製造工場の必要な手続

配合飼料を製造していた加熱圧ぺん等の設備を有する製造工場が、新たに単体飼料を製造する場合に、事前に必要な税関手続きはどのようなものがありますか。

(答)

次の2つの届出書を税関に提出してください。

- (1) 製造方法及び製品名に係る製造工場承認内容変更届
- (2) 製造歩留りに関する届出書

Q19 単体飼料と配合飼料の同時製造

現在配合飼料を製造している工場で新たに単体飼料を製造することにしましたが、免税とうもろこしを加熱圧ぺん処理し、これを篩にかけて粒の大きなものだけを選別して単体飼料として出荷し、残りを配合飼料原料用として使用することは可能ですか。また、この場合の手続は？

(答)

可能です。

従来から加熱圧ぺん設備を有する承認工場において、従来から使用している免税原料を当該設備を使用して単体飼料を製造する場合は、「製造工場承認内容変更届」を税関に提出してください。

これ以外の承認内容変更の場合には、「製造工場内容変更承認申請書」を提出してください。

Q20 配合飼料の範囲

例えば、加熱圧ぺんとうもろこし88%とふすま(免税原料以外のもの)12%との製品を製造した場合、規則別表第4号の前段と後段の規格に該当しますが、どちらの規格が適用されるのですか。

(答)

規則別表第4号の前段と後段又は中段と後段については、双方の規格に該当する製品が製造される可能性があります。このような場合は、当該条項の上位のものから適用することになります。したがって、本事例については、規則別表第4号の前段の規定によります。

Q21 内貨中間製品の再投入及び内貨製品返品の再投入

9月から承認工場として稼動したが、完全に切り替えるため、8月30日まで製造していた中間製品を在庫として抱えている。

また、8月30日までに製品出荷していたものの返品がある。

これらを、原料として再投入したいが、どのような手続が必要か。この場合に台帳の記入をどのようにすれば良いか。

(答)

免税原料以外を使用して製造された中間製品及び製品を原料として使用する場合には、同種混用の承認申請は必要ありません。これらの再投入品は、内貨原料の「基礎飼料」として、それ以外の原料と別に計上して製造報告書を作成して下さい。これらの配合割合は、承認工場製品とほぼ同じですので、「基礎飼料」数量をそのまま記入して下さい。

承認工場製品が返品となり、再投入される場合には、製品欄の再生品欄により処理し、再投入数量はそのまま製品数量に反映されることになります。

Q22 製品に出るkg未満の端数

製品に800g×12袋(9.6kg)の貨物があるため、kg未満の製品数量が出るが、製造報告書にはどのように記載すべきなのか。(端数処理方法)

(答)

該当製品のみはkg未満の端数を記入し、それ以外の数字はすべて未満の端数を四捨五入しkgで記入してください。

4、【終了届関係】

Q23 同一銘柄で配合率が相違する場合の記載方法(明細表)

同一銘柄で配合率の違うものについて明細表の記載方法はどのようにしたら良いでしょうか。

(答)

同一銘柄であっても、配合率の違うものは、すべて別欄に記載してください。

Q24 明細表の記載簡素化

製造終了届に添付する「飼料製造用原料品による製造終了届明細票」の作成については、計算に要する労力等の負担が大きいため、当該明細表の廃止又は免税原料品以外の原料品の理論含有量の計算を省略する等、簡素化できないか。

当社の製品は、各製品毎に原料品の中から20～30種の原料を調合しており、これを全部理論使用量を記入するとすれば大変である。何とか簡素化の方法はないか。

(答)

「飼料製造用原料品による製造終了届明細票」は、製造終了届を作成するための基礎データであるので、それを省略すること及び副原料の理論含有量の計算を省略することはできません。

なお、当該製造終了届明細票記載内容を充足している社内帳票があれば、これを当該明細票に代えることは差し支えありません。

この場合に、各原料毎に記載すればあまりにも報告用紙及び事務量が膨大になるということであれば、各類にまとめていただいても結構です。

その類のまとめ方は、下記に示したようにまとめて下さい。

明細書には、合計欄を設け、各使用原料の理論使用量合計値を表示して下さい。また、製造終了届つき用紙には、棚卸結果等に基づく、実使用量を記載して下さい。この両者は当然食い違うこととなりますが、両者を調整することなくそのまま報告して下さい。

原料品の種類	原料品の品名
1 穀類及び芋類その他でん粉質植物類	とうもろこし、こうりゃんその他のグレーンソルガム、米、大麦、ライ麦、オート、小麦粉、カッサバ芋、甘しょ生切干、バナナの粉その他これらに類するもの
2 そうこうその他の飼料用植物類(粉末状及びペレット状のものを含む。)(他の号に該当するものを除く。)	ふすま、麦ぬか、米ぬか、乾燥植物葉ミール、海草粉末、ビートパルプ、ビールかす、コーングルテンミール、しょう油かす、綿実その他これらに類するもの
3 豆類及び高タンパク質植物加工品類	大豆、ルーピン、大豆油かす、ごま油かす、落花生油かす、きな粉、濃縮大豆たんぱく、飼料用乾燥酵母その他これらに類するもの
4 植物性油かす類(第3号のものを除く。)	あまに油かす、綿実油かす、なたね油かすその他これらに類するもの
5 糖類	砂糖及び糖みつ
6 飼料用動物質類及び油脂類	魚粉、肉骨粉、さなぎ粉、血粉、フェザーミール、フィッシュソリュブル、フィッシュソリュブル吸着飼料、牛脂、脂肪酸カルシウムその他これらに類するもの
7 脱脂粉乳、ホエイ及び調整ホエイ	脱脂粉乳、ホエイ及び調整ホエイ
8 基礎飼料(第5号のうち糖みつ又は第7号に掲げる原料品の種類をそれぞれ主原料とする配合飼料で第2条に定める規格を備え、他の種類の配合飼料の基礎原料として使用されるものをいう。)	基礎飼料
9 飼料用添加物類	飼料用に調整されたビタミン、アミノ酸、抗酸化剤、ミネラル、抗生物質その他これらに類するもの
その他	

Q25 歩留の異なる同一製造工場内の工場の扱い

現在、第2工場について製造工場の承認をいただいているが、来年1月から第1工場についても承認を認めていただきたいと考えている。

この場合に、どのような手続が必要で、どのような点に気をつける必要があるか。

第2工場は大ロットを扱い、第1工場は小ロットで多品種を生産しているが、第1工場は第2工場に比べ、小ロット・多品種であるために、歩留りが1～1.2%下がる実態がある。また、第1工場と第2工場の製造実績は月によってバラつくことがある。

原料投入量は第1工場分と第2工場分とに分けて別々に管理することが可能であり、製品数量管理も第1工場分と第2工場分とに分けて別々に管理します。

(答)

手数料には関係ない増坪の手続は、増坪使用を開始する前に予め、「製造工場承認内容変更届」(T-1090)を保税総括担当部門に提出して下さい。

増坪の際気をつけるべきことは、歩留に格差があることから、本来工場単位に別管理(保税作業終了届を別々に作成するか、製造台帳を別々に設ける)する必要があります。

その場合には、歩留りが異なるということですので、製造報告書を、第1工場分と第2工場分とを別々に作成していただくことになります。

しかし、現実には、原料受け入れサイロは一括であり、原料受け入れは第2工場で一括管理されているので、第1工場の原料投入量は第1工場への切り込み数量と第1工場の仕掛り品のみについて計上していただくことになります。

勿論製品明細については、第1工場分のみを計上してもらうことになります。

したがって、第2工場の原料投入量は、第1工場への切り込み数量を差し引いたすべての数量を計上していただくことになり、従来報告頂いている「未搬入分」「搬入分(第1工場への切り込み数量を除く)」は第2工場分にもみ計上するになります。

また、第2工場の仕掛り品も計上していただくことになります。

勿論製品明細については、第2工場分のみを計上してもらうことになります。

5、【その他】

Q26 機械設備の更新

製造工場において機械設備の更新の際、現在のものと同じ能力の機械(メーカーが異なるもの)に取り替える場合、工事届の提出は必要ですか。

(答)

たとえ同じ能力の機械との更新であっても、製造歩留りに変更を生じる場合もあるので、工事届は必要です。

Q27 機械設備の更新

同一税関に提出することとなる「製造用原料品製造工場承認申請書」と「歩留りに関する届出書」に同じ工場図面を添付していますが、どちらかを省略することはできませんか。

(答)

最初の承認申請の際には、事務処理上承認申請書及び歩留りに関する届出書の双方に、工場図面の添付が必要ですが、2回目以降は既提出のものと同じであれば、省略して差し支えありません。

Q28 生産ラインの変更の届

農水省の通達が変わり、牛と他の飼料との同一ラインでの生産ができないことになり、当社の名古屋工場は牛の飼料の専用工場になることになった。

当社で生産していた、豚や鶏の飼料は、他の工場に委託生産契約することになり、反対にこれらの工場に製造していた牛の飼料はすべて当社で受託生産する契約になる。

については、4月から工事業者に生産ラインの改造工事を休日に行うように発注する予定である。工事の内容は、工場の面積は変化しないが、圧ぺん設備を増設したり、ラインの混合が起きないように配管を変える作業などです。どのような届出が必要か。

(答)

「製造工場内容変更承認申請書」を2部、保税総括担当部門に提出して下さい。

工場面積、製造方法及び使用する外国貨物の種類の変更はないということですので、タイトルに()書きで「工事届」と記入して、工事内容を届出て下さい。また、詳しい図面が提出できないとのことですので、工事の日程フロー図のみを添付書類として下さい。

工事が終了した際には、口頭にて「終了」の報告を頂くとともに、改定されたラインのフロー図と新設された主要な機械の設計図等を提出して下さい。

また、製造歩留りが変わるようになりますので、歩留部門にもその旨報告して下さい。

Q29 同じ組合傘下の工場間での譲渡

同じ組合傘下の承認工場である、A社が製造を中止することになり、原料とうもろこしを同傘下のB社に譲渡することになった。

この場合に、同じ協同組合傘下の工場間においても、譲渡届は必要か。

また、その場合の記載要領を教えてください。

また、原料は、A社向けに許可を得たが、まだ港頭地区サイロに蔵置されたままとなっており、B社に搬入されていない状況だ。この場合はどう処理すれば良いのか。

(答)

同じ協同組合傘下の工場間においても、譲渡届は必要です。申告書の輸入者欄が2段書きされ、上段に組合名、下段に工場名が記載されており、この工場名で各工場への搬入数量の確認が行われています。

譲渡人欄はA社の名を、譲受人欄はB社の名を記載し、貨物が現在置かれているところを所轄する税関に提出して下さい。この場合に、工場を所轄する税関が異なるときは、工場を所轄する税関用が必要ですので、3部届を出す必要があります。

原料は、輸入許可を得たが工場に搬入されず、輸入許可を受けた蔵置場に蔵置されたままとなっているとのことですので、譲渡届は必要なく、申告書の訂正で足りります。

所轄する、税関に相談し、処理してもらって下さい。

Q30 製品の譲渡

協同組合が、3月31日で廃止となり、傘下工場のA社は、引き続き製造を行うこととなるが、その時点で残っている原料及び製品は、どのように処理すべきか。

(答)

在庫確認により確定された原料及び製品は、協同組合からA社への譲渡手続きをする必要があります。

原料の譲渡手続きは関税込率法基本通達 13-19 のとおりです。

製品の譲渡手続きはありませんので、在庫確認により確定した製品を、原料に割り戻して原料として併せて譲渡することになります。

この届は、3月31日に行う必要があります。これらの数量を確認するためには、製造終了届が必要です。

Q31 脱脂粉乳の譲渡

当社で使用するとして飼料用で免税輸入した脱脂粉乳を、当社の茨城工場で使用することになった。この場合にどのような手続が必要か。

関割については、各工場毎に枠を申請して取得している。

(答)

主原料であるトウモロコシは定率法13条を適用し、輸入されていますので、譲渡届で処理することになりますが、脱脂粉乳については、暫定法9条の「軽減税率」が適用され、免税輸入されています。

したがって、こちらの場合には、暫定法の規定に従い、暫定法基本通達10-1(2)に基づき、「用途外使用に該当しない用途の使用届」で処理することになります。暫定法基本通達10-1に規定されているように、「用途外使用に該当しない用途の使用届」は、当該物品の所在地を管轄する税関官署への届出となります。

Q32 同一承認工場の範囲

現在当社で作っているペットフードの内、特定の製品については、中間製品で製品を特定し、出荷処理して第3工場に運び最終製品としている。

しかし、第3工場が手狭であり、製品ストックができないので再び第2工場等の製品置場に戻しており、製品管理が混乱する元になっている。

そこで、第3工場は、公道をはさんだ反対側にありますが、承認工場として認められますか。

(答)

公道を隔てても、その距離が僅かであり、自社の管理で確実に把握できるとのことですので、認めることとします。

申請番号

製造用原料品
輸出貨物製造用原料品
と同種の他の原料品との混用承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

印

(署 名)

関税定率法第 13 条第 4 項

製造用原料品 (輸出貨物製造用原料品) に同種の他の原料品を混じて使用したいので
申請します。

関税定率法第 19 条第 2 項

の規定により、下記のとおり

関税暫定措置法第 9 条の 2 第 4 項

記

減 免 税 輸 入 原 料 品			混じて使用する同種原料品		使 用 の 割 合		備 考
輸入許可の年月日 及び許可番号	品 名	数 量	品 名	数 量	輸入原料品%	混じて使用する 同種原料品%	

(注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者又はこれに代わる者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2. この申請書は、2 通を製造工場所轄の税関長に提出して下さい。

(規格 A 4)

製造終了届番号 ー

飼料製造用原料品による製造終了届

平成 年 月 日

税 関 御 中

届 出 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

㊞

（署 名）

製造用原料品による製造が終了したので、関税定率法第 13 条第 5 項、関税暫定措置法第 9 条の 2 第 5 項の規定により下記のとおり届け出ます。

製造工場の名称 及び所在地		承認期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
製 品	品 名 数 量 kg	製造期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
歩 留 計 算 表			
使用免税・ 譲許の便益 適用原料品	理 論 含 有 量 実 使 用 数 量	実績歩留り	使用免税・ 譲許の便益 適用原料品
	kg kg	%	kg kg
製 品 出 来 高 使用した全原料品合計数量		kg kg	製造歩留り %
免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量	kg		
免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量	kg		

(注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

なお、届出者が法人である場合で、あらかじめその製造工場の承認を受けた代表権者から権限の委任を受けた者である場合については、その委任を受けた者の氏名で届出ることができます。

2. この届出書は、2 通（製造工場が第 2 種製造工場であるときは 3 通）を製造工場所轄税関に提出して下さい。

上記の届出に基づいて平成 年 月 日検査を終了し相違ないことを（証明 ・ 確認）する。
平成 年 月 日

税 関 印

（規格 A 4）

製造終了届番号 ー

飼料製造用原料品による製造終了届（つづき）

製 造 用 原 料 品					
輸入許可番号	輸入許可年月日	品 名	数 量 kg	残 数 量 kg	
免税・譲許の便益適用原料品合計使用数量			kg		
混 じ て 使 用 し た 同 種 又 は そ の 他 の 原 材 品					
品 名	数 量 kg	備 考	品 名	数 量 kg	備 考
免税・譲許の便益適用原料品以外の原料品合計使用数量			kg		

(規格A4)

製造終了届番号 - -

飼料製造用原料品による製造終了届明細票

製 品		製 造 用 原 料 品			混じて使用した同種又はその他の原料品			
銘 柄 名	数 量	品 名	配合率%	理論含有率	品 名	配合率%	理論含有率	備 考
	kg							
内 訳	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
再生分	@ kg × B/G	kg			基礎 飼料			返品分 kgを含む
					そ の 他			返品分 kgを含む
	kg							
内 訳	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
再生分	@ kg × B/G	kg			基礎 飼料			返品分 kgを含む
					そ の 他			返品分 kgを含む
	kg							
内 訳	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
	@ kg × B/G	kg						
再生分	@ kg × B/G	kg			基礎 飼料			返品分 kgを含む
					そ の 他			返品分 kgを含む

(規格A4)

申請番号

用途外使用等承認申請書

平成 年 月 日

税関長 殿

申請者

住 所

氏名又は名称

印

下記の物品を用途外に使用すること等について承認を受けたいので申請します。

※ 適 用 法 令	イ. 関税定率法第13条第6項ただし書き ロ. 関税定率法第19条第2項 ハ. 関税暫定措置法第9条の2第6項ただし書 ニ. 関税暫定措置法第10条ただし書 ホ. コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第4条ただし書			
品名	〔 免税コンテナーの場合はその種類 〕	記号、番号又は形式	数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関			輸入許可の 年 月 日	
			輸入許可書 等 の 番 号	
関税の軽減又は免除を受けた場所				
蔵置場所又は使用していた場所				
承認を受けようとする理由				

- (注) 1. この申請書は2通(蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には3通)を蔵置場所を所轄する税関に提出してください。
2. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んでください。

(規格A4)

届出番号

製造用原料品等の亡失届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

㊟

(署 名)

下記の物品を亡失したので届け出ます。

※適用法令	イ. 関税定率法第 13 条第 7 項ただし書 ロ. 関税定率法第 19 条第 4 項 ハ. 関税暫定措置法第 9 条の 2 第 7 項ただし書き						
原 料 品				製 品			
輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号	品 名	数 量	当該原料品の輸入 許可の年月日	当該原料品の輸 入許可書番号	品 名	数 量
製 造 工 場 の 名 称 及 び 所 在 地							
亡 失 した 場 所 及 び 年 月 日				亡 失 した 事 由			

(注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

2. この届出書は 2 通 (蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には 3 通) を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。

3. この届出には亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の亡失の事実を証した書類を添付して、蔵置場所所轄税関に提出して下さい。

4. ※印の欄は該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)

申請番号

製造用原料品等の減却承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

Ⓜ

（署 名）

下記の物品を減却したいので申請します。

※適用法令		イ．関税率法第 13 条第 7 項ただし書 ロ．関税率法第 19 条第 4 項 ハ．関税暫定措置法第 9 条の 2 第 7 項ただし書き					
原 料 品				製 品			
輸入許可の 年 月 日	輸入許可書 番 号	品 名	数 量	当該原料品の輸 入許可の年月日	当該原料品の輸 入許可書番号	品 名	数 量
製造工場の名称 及び所在地							
減却の方法							
減却の日時 及び場所							
減却の事由							

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は 2 通（蔵置場所所轄税関と承認工場所轄税関とが異なる場合には 3 通）を蔵置場所所轄税関に提出して下さい。
3. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)

製造用原料品等の譲渡届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

譲 渡 人

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

⑩

(署 名)

譲 受 人

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

⑩

(署 名)

関税の減免を受けた製造用原料品を下記のとおり譲渡したいので関税定率法施行令第 11 条の 2 (第 49 条)、関税暫定措置法施行令第 33 条の 10 の規定により届け出ます。

記

品 名	数 量	軽 減 又 は 免 除 を 受 け た 関 税 の 額	輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 日 年 月 日	輸 入 許 可 書 番 号
当該貨物が置かれている製造工場の名称及び所在地					
譲渡先の名称及び所在地					
譲渡しようとする理由					

- (注) 1. 譲渡人及び譲受人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. この届出書は、2 通 (蔵置場所所轄税関と譲渡先所轄税関とが異なる場合には 3 通) を譲渡しようとする前に製造用原料品等が置かれている場所の所在地を所轄する税関に提出して下さい。

(規格 A 4)

製造工場内容変更承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者
住 所

氏名又は名称

⑩

下記のとおり、当社製造工場の所在地に変更がありましたので、関係書類を添えて申請します。

記

工 場 の 名 称	
新 所 在 地	
旧 所 在 地	
変 更 の 理 由	
工場の構造及び面積	
変 更 予 定 年 月 日	
備 考	

社名、代表者、役員

変 更 届

主要従業者、本店所在地

平成 年 月 日

殿

届 出 者
住 所
氏 名 (名称及び代表権者の氏名)
(署 名) ⑩

今般下記のとおり、 を変更したので、関係書類を添えて届けます。

記

旧	
新	
備 考	

- (注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)
- なお、届出者が法人である場合で、あらかじめ法人の代表権者から役員又は従業員に対して委任する旨、保税地域の許可申請の際に税関へ包括して委任状の提出があった場合についてはその委任を受けた者の氏名で届け出すことができます。
2. 「備考」欄には理由又は参考事項を記入してください。
 3. 社名又は本店所在地に変更があった場合は登記簿謄本又は抄本を添付してください。
 4. 代表者に変更があった場合は登記簿謄本又は抄本、履歴書及び誓約書 (名関様式第 1030 号) を添付してください。
 5. 役員又は主要従業者に変更があった場合は、新任者の履歴書を添付してください。
 6. 委任関係に変更があった場合のみ、委任状を添付してください。

製造工場承認内容変更届

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者
製造工場の所在地及び名称
氏名（責任者氏名）
(署 名)

㊞

下記のとおり、製造工場の承認内容を変更したいので、届け出ます。

記

承認を受けた事項		変更する事項
備	考	

- (注) 1. 届出者欄には、製造工場の所在地並びに名称及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。(法人においては、法人の製造工場の所在地並びに名称及びその責任者の氏名を記載の上、法人又は責任者の押印若しくは責任者の署名のいずれかを選択)。
2. この届出書は、2通製造工場所轄税関に提出して下さい。
3. 「備考」欄には、変更の理由及びその他の事項を記載して下さい。

平成 年 月 日

税 関 長 殿

工 場 名

所 在 地

申請者氏名

⑩

製造歩留りに関する届出書

当工場における製造作業に適用を受ける製造歩留りの調査（再調査）については、下記の事項についての明細を添え届け出ます。

記

1. 当該工場に係る作業の承認に関する該当事項
2. 同種原料品混用承認の有無及びその該当事項
3. 使用原料品の品名、品質又は規格及び内外貨の別
4. 製品及び副産物の品名、品質又は規格
5. 製造工程表及び製造設備
6. 作業の開始予定日及び予定期間
7. 再調査申請の理由（再調査の場合）

（注）申請者欄には、所在地及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の所在地及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

平成 年 月 日

殿

(申出者)

住 所

氏 名 (名称及び代表権者の氏名)
(署 名)

印

計 量 器 の 精 度 等 確 認 申 出 書

輸出入貨物等の数量確認に使用することについて、認定を受けた下記計量器を今後も引続き使用する予定ですので精度等を確認願います。

記

1. 計量器の名称、型式、機器番号
2. 認定番号、年月日
3. 確認希望年月日
4. 計 測 実 施 者

- (注) 1. この申出書は2通提出してください。
2. 申出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。